

第十九回国 参議院農林委員会會議録第五十一号

昭和二十九年六月三日(木曜日)午前九時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
森田 豊壽君
江田 三郎君
戸叶 武君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
重政 庸徳君
関根 久藏君
横川 信夫君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
清澤 俊英君
野澤 勝君
東 隆君
松浦 定義君
鈴木 一君
鈴木 強平君

衆議院議員

金子與重郎君
小枝 一雄君

國務大臣

農林大臣 保利 茂君

政府委員

大蔵省主計局長 原 純夫君
農林政務次官 平野 三郎君
農林省農林經濟局長 小倉 武一君

第九部

農林委員会會議録第五十一号 昭和二十九年六月三日【参議院】

農林省農地局長 平川 守君
農林省農業改良局長 堀見友之助君
農林省蚕糸局長 寺内 祥一君
食糧庁長官 前谷 重夫君
事務局長 常任委員 安樂城敏男君
会専門員 会専門員 倉田 吉雄君

本日の會議に付した事件
○蚕糸関係の風害等対策に関する請願(第二六五七号)
○桑園等の凍霜害対策に関する請願(第二六五八号)
○国有林野放牧等に関する請願(第二六五九号)

○農林政策に関する調査の件(報告書に関する件)
○食糧政策に関する調査の件(報告書に関する件)
○繼續調査要求の件
○農業協同組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○農業委員会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○繼續審査要求の件

○委員長(片柳眞吉君) それでは只今から農林委員会を開会いたします。最初に請願陳情を議題といたします。会期延長後付託になりました請願及び陳情はお手許にお配りしておきましたように、請願三件と陳情はございません。請願三件のうち、第二千六百五十七号及び第二千六百五十八号は、

先般昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案の採決の際の附帯決議と同一趣旨と考えられますので採択、第二千六百五十九号は、現行制度においては実行に問題があるようでありまして、趣旨は了解されますので採択することにいたしました。御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、調査報告書の件につきましてお諮りをいたします。農林政策に関する調査及び食糧政策に関する調査につきまして、は、今国会中調査を続けて参りましたが、未だ調査を完了するに至っておりませんので、調査未了報告書を提出いたすことになっておりますから、これを提出いたしたいと思ひます。御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。なお、調査未了報告書の内容等につきましてもは委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、委員長の提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつております。順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
宮本 邦彦 関根 久藏
佐藤清一郎 雨森 常夫
横川 信夫 北 勝太郎
東 隆 上林 忠次
清澤 俊英 江田 三郎
野澤 勝

○委員長(片柳眞吉君) 次に、繼續調査要求の件を議題といたします。本院規則第五十三条によりまして農林政策に関する調査の閉会中の繼續調査要求書を提出いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案及び農業委員会法の一部を改正する法律案を議題といたします。昨日の話し合の次第もありましたので、午前十一時頃まで大体討論、採決をするということでお話が付いておりますから、さような点を御了承願ひたいと思ひます。なお、質問要求をされておるかたがお見えになつておりますので、閉会時間が少し遅れましたので、十時半頃までには御質疑をいたして頂きたいと思ひます。は、これは私も参加しないで皆さんで申合せただけで、申合せされた皆さんのそのうい御趣旨、お気持はよくわかりますが、皆さんのほうでそのういことをよくお考えになつてやられたら

いいので、私もとしてはお聞きしたいことはお聞きする、かういふことになるわけですね。そこで私はこの二つの法案というものは、先日もちよつと申しましたように、これは日本の農業政策の根本に触れるものでありまして、戦後の日本の農政の基本というものが、一つは土地改革、一つは自由な農民による農業協同組合、この二つが支柱になつて来た、こう考えておりますが、それが今回の二つの改正法律案で行きますと、相当この日本の農政の根本に深い影響を来した、或いは大きな変革が行われるというようにも解釈されますので、このことはお互いに農政に關係するものとして、十分にこの検討をして行かなければならぬ。ただ時間がどうとか、或いは委員長もいよく任期があつて一日といううなことでございまして、私も日本の将来の農政のために一つ真剣に検討を加えて行かなければならぬ。こう考えるのでありますが、先ずその前提として、この二つの法律改正案に、議員立法であるものに対して農林大臣は一体賛成なのかどうか、これは先般平野政務次官からは、この二つの法案というものは農林省の考え方と根本において大差ないといううなことも言つておられました。責任の大臣としてどういふうな態度なのでありますか。

○國務大臣(保利茂君) この二つの法案に關しましては、御承知のように前二度に亙りまして政府提案として西院

の御審議をお願いいたしたわけでございますが、いろいろの事情のため結論を得るに至りませんでしたことを非常に遺憾に存じておるわけでございませう。今回議員側から立案せられました法案も、もとより局部々々におきまして相当又整備されておる点もございませうけれども、大体の骨子におきましては、一応現状の下においてさしずめ整備を要すると政府としても考えておりました点につきましては立法でございませうから、政府といたしましては、むしろ積極的に今日の段階におきましては両法案の成立を希望いたしておる次第でございます。お話を農業団体のあり方等につきましては、これはお話を農業政策の基本事項でございませうから、昨日も申し上げましたように、政府といたしまして更に十分な検討を加えまして成案を得たい、かように考えておるわけでございませう。

○江田三郎君 私ども成るべくこの審議を早くやりたいと思ひますので、廻りくどいことは抜きにして簡明直截にお答え願ひたいと思ひます。もう一遍お尋ねしますが、この法案に対しては、従来の政府の考えておることと大差ないから賛成だ、こういうことでよろしいか。

○国務大臣(保利茂君) その通り。

○江田三郎君 そこでこの前回政府のほうから提案した審議未了になりましたものと、今回の議員提出のものとの比ベますという相当な相違点があるわけでありませう。農業協同組合法のほうにつきましても、先ず第一に共済に関する規定がはつきり出たわけでありまして、これは共済の問題につきましても、農業災害の小委員会もありました

し、又今後協議会もできる、こういうことになって今後検討をして行かなければならぬのでありますが、そういうことから検討するという段階になつておるときに、ここに前回の政府案になつたものがはつきり出て来るというところ、これによつて一つの既成事実を作るといふことになつて、私どもはこういうことによつて、別途協議会を作つて審議をするところの共済制度の根本的な改正といふことに対して、むしろブレーキになるのではないかと、或いはその次に、この政府案と今回の議員立法と比べて見ますと、農業協同組合の役員選任制といふこと、これは農業協同組合の性格は申すまでもなく一人一票であります。これは基本的な性格であります。自由なる農民による農業協同組合、そうして出資如何によらず一人一票といふことは、これは農業協同組合の一つの原則であります。それが今回の改正で行きますといふと、選任制がとられる、私はこれは大きな変革だと考えております。更に総代制に對しては、今度五百人以上の組合といふものが、今度五百人以上になつて来るという、協同組合の一人一票という原則が相当変つて来るのではないかと思ひます。更に、その次の行政が農業協同組合の設立の不許可をいたす場合でも、従来は定款又は事業計画の内容が法令に反しない場合、こういうことになつておりまして、今回の改正案によりまして、事業が健全に行われないうちに、事業が健全とか、或いは中央会の全部又は一部と同種の事業を行うことにより、中央会の事業の発展に支障ありと認めると

きというよりな一つの問題が出て来るわけでありまして、事業が健全であるかどうか、これはいろいろ判断があるわけでありませう。それがこの行政庁が判断をして、行政庁が許可、不許可をきめるといふことになりませうといふと、これは一体農業協同組合といふものが、自由なる農民の組織であるかどうか、ここに又私は農業協同組合の従来の性格と變つておるのではないかと、疑問を持つわけでありませう。改正案そのものにつきましても、先ず政府案とこの議員立法とを比べると、農業協同組合のあり方といふものについて相当隔たりがあるように思ひます。どうもお考えになつておるのか、又農業委員会法の問題にいたしまして、技術員の取扱ひ方といふものが違つて来ておる、或いはこの政府案にありまして、農林省の食糧管理制度に關係しての農林省の仕事をいふものが、これが明記されてない、或いは又農地問題に對するところの農林省の仕事といふものが、町村段階では一つの従来の農林省といふ行き方をとるけれども、果段階になるといふと、これが農林省の若干の委員によつて行われるといふことになると、これは従来のやり方と非常な變りがあるわけでありませう、その他いろいろ問題点が拾つて行きますけれども、政府案とこの議員立法との間には大きな開きがあると思ひますが、政府のほうではさういふ開きといふものは大したことではないのだ、本質的なものではないんだ、さうお考えにならなければ、先ほどのような

答弁はできないのでありますが、さういふ御見解であるか伺ひたい。これは大臣は大臣としての答弁はあると思ひますが、それ／＼本當に信念を持つて実務をやつておられるところの局長の人に御答弁をお願いしたい。

○国務大臣(保利茂君) 共済關係等において新たな事項が入り込んで来ておる、その通りでございます。併しなから、農業共済の問題につきましても、前々国会以来の政府及び国会と関連しての懸案になつておる、これは根本的に新たな成案を得たいという希望を持つて検討を加えておるわけでございませうが、今回の提案は農協で行なつておるわけでございませうから、従つてそれに対する監督規定を前回政府案として出しましたものに整備を加えておるということ、おとそ私ども若るし相違と考へておらんわけでございませう。或いは役員選任につきましても、これはいろいろ御議論はありますが、けれども、實際問題にいたしましては、多くのこういう事例も行われておるわけでございませう、協同組合の運営からいいたしまして、無論理窟を通せば江田委員の言われる通りだろうと思ひますけれども、實際の事情から又見ますれば、私どもとしても異存を持たないものであります。農協は農民の自由なる意思によつて、農民の自主的にやらなければならぬ、さういふ建前の下に、少し行政が入り過ぎやしないかといふような御懸念は御尤もだと思ひますけれども、同時に又農協の運営が農民自身の利益、公共の利益に非常に大きい影響がございませうから、従つて所要の監督を行なつて参るわけでございませう。

○江田三郎君 局長の答弁はあとでよろしい、こいつはあとからもう一遍やりませうから……。根本的に一つの考え方、理念といふものをはつきり承わつておきたいのでありますが、一体農業協同組合の再建といふことが問題になつておる。多くの農業協同組合は非常に苦しい立場になつておる、これは私が言ひまでもないところであります。そこでさういふ農業協同組合を本當に再建するのにはどういふ考へ方であるのか、上から何か与えさせれば、上から監督させれば行けば農業協同組合といふものはよくなる、さうお考えになつておられるのか、どうも私はこの法案に流れておられるもの、或いは最近の政府のやつておられること、或いは最近の議員立法として出て来るもの、さういふものの一貫して流れておられるのは、農業協同組合といふものはもう一人立ちではないのだから、上から何か与えてやらなければならぬ、そして上から放つておけないのだ、上から上からといふ行き方をして行つておられるに思ひますけれども、さういふようなことが、本當の正しい農業協同組合を育成強化することになるのかどうか。この指導態勢の確立にいたしまして、指導農業協同組合といふものを農業中央会議に切替える。併し農業中央会議に切替えて何が變つて

来ますか。金を手えるということが変わるだけでしよう、そうして行政機関の監督権というものが変わるだけでしよう。実際にこの提案者は、一週間に一遍ずつ各単協の帳簿くらい見るようなことをしなければならぬと、こう言つておられますけれども、なか／＼そんなことは簡単にできるものじやない。併し帳簿を見るとか、金を手えるとか、監督をするとか、その前になせ一体指導農協組合が今日この救いがたい状態に陥つたかということについて本心に反省があつたのかどうか、又これは政府がけでなしに、農協協同組合の關係者諸君が本心にその反省をしようのかどうか。その根本的な反省を意つて、ただ法律の庇護を求め、或いは補助金に援助を求めるならば救いがたいこととなるのじやないかと思ひますが、一体農林大臣は、農協協同組合の再建ということはどういふ理念でやろうとするのか、それをばつきりして頂きたいと思ふのです。

○國務大臣(保利茂君) 私の考えには御批判があるかも知れません。無論御批判があるのは当然でございますが、私の考えは、今日の日本の農家の実態から言ひまして、結局その協同組織を強化して行かなければ発展向上を期待することができないという宿命的な条件の下に置かれておるわけでございすから、従つて相協同して発展を期して行くというその趣意から協同組合といふものは運営されなければならぬと存じますけれども、理窟はいろ／＼あると思ひますが、私は農協協同組合の運営に預かる役職員に真に奉仕的な人を得ることがもう根本だと思ひます。理窟を幾ら付けてみまして

も、人を得なければ決して協同組合といふものは健全な発展をして行くものじやない。同時に又協同組合にいふゆる政府のほうか或いは極力的に、或いは多少官庁的な指導と言ひますか、上から何か与えて、そうしてこれを引張り廻すといふような考えは私は持ちません。併しなから、今後の、今日もそうですけれども、今後の農協政策といふものはどうしても協同施設と申しますか、それを進めていふゆる保護助長の政策をとつて行かなければならぬといふ上から行かましても、農協協同組合の健全な運営が行われて行くといふことではなければ、政府の農林政策もその実効を挙げることができず、同時に農民の利益を確保して参るということではできないであらうと、私はそういふふうに考へております。

○江田三郎君 私この提案者であるところの金子さんの信念、金子さんのなさつていふことに對しましては敬意を表しますけれども、ただ私どもがこの法案から受けるところの印象といふのは、それから先だつて来金子さんがこの委員会でも答弁してゐるところ、大臣が答弁されてゐるところ、そういうものから一貫して受ける印象は、余りに農協協同組合の現実の中へ飛込んでしまつたのじやないか、そこで日本の農政といふものを一遍上から大きく眺めるといふことができなくなつてしまつたのじやないか、現実がこうだ、現実がこうだと申へ閉じこもつて、立木は見えないけれども、山が見えなくなつたのじやないか、こういう印象を私は非常に強く受けるわけですから、一つ／＼の立木の欠陥はわかる、そればかりに目が行つて、日本の農政の根本といふものをどこへ持つて行つたらいいの、こういうことについて大きなミスをしたといふのじやないかと思ふのであります。こゝからいふ点は私は委員長にも一つお願いしたいのでありますけれども、委員長としては最後の日でございます。併し最後の日であるだけに、委員長としても日本の農政をどうするかといふことについて、今まで御苦労をなさつた委員長として、廻ける片柳農林委員長として、廻ける片柳さんとしてよくお考えを願ひたい。今、大臣は農協協同組合といふものは人の問題だと言ひますけれども、若し本心にそのいふことを考へておるのなら、一体この法案を受入れるところの農協協同組合なり、或いは農協委員会の諸君なり、その他の団体はどういふ氣持でこれを受入れるようとするのか、少くともこの委員会におきましては、それらの諸君の心構へを一遍でも聞かずに、我々はこゝに諸君の心構へに多くの疑問を持つてゐる。若し人の問題だと言ひながら、これらの団体の關係者はどういふ氣持でこれを受入れ、どういふ氣持でこれに従つてやろうとするのか、この心構へだけは私は當然この委員会でも聞かして頂きたいと考へておられますけれども、それが必要がないのだ、こゝにお考へになるのなら仕方がありませんが、大臣の答弁からしても私は當然そういふことがなければならぬと思ひます。一つ、先ほど私も触れましたところの選挙が選任制になるのか、或いは加入脱退の自由が少くとも全国中央会については当然加入になるとか、或いは行政機関の監督が非常に強化されるとか、

そういうことは、農協協同組合について我々が従来持つて来たところの理念といふものと根本的に食い違つておるわけですから。現実が身動きができんのだから仕方がないのだといふことで、根本的に理念の違つたと考へられるものを若干の補助金なり、定期預金がどうか、或いは共済事業がどうかといふことで、それだけのために農協協同組合の中核になる諸君が引換へにこれを受入れるといふことならば、私は農協協同組合の關係者のそういう理念で一体何ができるのかといふことを非常に疑問を持つわけですから。今まで政府としても信念を持つて農協協同組合の育成強化に當つておられると思ひますけれども、これは一体農協協同組合の指導理念といふものを根本的に変へるとは思つていないのです。現実だから仕方がないのだ、立木は見えても山が見えないと、そういうことであなた方はもうそこへ落込んでしまつてゐるのだ、協同組合の關係者は与えられる何かと引換へに自由を渡すのか、農協協同組合の指導理念といふものをこゝで諸君は捨てるのか、委員長はそういうことについて十分な審議をしないで、何でもかんでもこの法案をまづめるとが委員長として最終の日の有終の美を全うされるとお考へになつてゐるのか、それ／＼の御答弁をお願いしたい。

○國務大臣(保利茂君) 私も個人として、又今日の立場からいたしましては、當然のことでございますけれども、無論すべての施策を進めて参ります上に現在の事情がどうなつておるか、その事情といふものがやはり尊い歴史の上に立つて来るものでございすから、これはもとより尊重してかかるなければならぬけれども、同時に絶えず大局から反省をして見直して行くといふ考え方は私も全然同感でございます。そういう考へております。人の關係について、私は結局人間のやることだから、それ／＼持場々々に適当な人を得るといふことが、私どもの小さい見聞にいたしまして、或る協同組合は非常によく行つてゐる、或る協同組合は破綻に瀕してゐるというよりな事例を私の足許においても見まするわけで、そういうところはいろいろの理由はありますけれども、結局協同組合を運営して行くのに適当な人を得ておるところは割合にうまく運営が行つてゐる、そういう上から私は人を得るといふことが非常に大事である。極端に申しまして、戦後の混乱時に必ずしもそういう意味から遺憾のない状態ではなかつたわけでございますけれども、農民自体の自覚、協同組合に對する農民自体の考え方といふものがかなり徹底して参り、結局自己の農協協同組合を通じて自己の立場を守り、利益を守るといふことは、取りも直さず協同組合が健全に運営される、それにはよき人を得るといふことでなければならぬといふ意識はかなり変化して参つて来てゐる。そういう意味から私は無論掌を返したように、どこもこれも完全な姿だとは無論申せるものではございませんけれども、傾向といたしましては、そういう傾向に今日は立つてゐるといふように考へる、又そういうふうにして私どもも心得て行きたい、かように考へております。

○委員長(片柳眞吉君) 委員長として私の御質問がありましたので、私か

ら私の考え方について申上げてみたいと思います。江田さんの御意見の節については私は個人としては非常に同感する点を多々持つております。ただ、委員長といたしましては、昨日もできるだけ審議を尽す意味でいろいろ努力をいたしまして、十二時までいろいろ、幹旋をいたしたわけでありますが、

じやないかということをお私は感ずるの、ただけれどもそれはそうではないのか、それはお考えになつていないのか、そのことを私は聞いているわけなんです。

○国務大臣（保利茂君） 農業協同組合の基本的なあり方について考えを変えて来ているという考えは毛頭ございません。

るお尋ねだと思うのです。大臣或いはこの前政務次官から根本的に變つていないというお答えでございしますので、私もそういうように存じます。私が併しそういうお話を私なりに解釈いたしましたると、こういうことだと思ひます。この前の政府提案の根本的な考えと方は、一つには協同組合の経営を刷新

○江田三郎君　まあそういう答弁しかできないだろうと思いますすけれども、若し本当にこの農業協同組合というものを考えたなら、そんなものじゃないと、思います。ただ併しこれは二つの考え方があると思います。終戦後我々が持った農業協同組合というものは日本にこれは適しないのだ、そういう考え方でこの基本理念は変えなければならぬのだ、こういう立場が一つあると思

するといふこと、もう一つは、農民の、何と言いますか、利益代表機関と申しまするか、そういうたよりの機関を整備する、もう一つは、技術指導について制度をもつと徹底強化する、こういう三点だつたと思うのであります。従いまして、この前の政府構想よりも今回の議員提案が変つたかどうかという点は、その三点の構想が貫かれているかどうか、こういう点に政府と

います。それと終戦後我々が持った農業協同組合というものは育てにくいけれども、これを育てて行かなければ農業協同組合にはならぬのだ。協同組合の本質というものはやはり終戦後我々が持った協同組合の精神なんだ。これは半世紀にわたる農業の歴史で、戦争前後

しては考えるべきじやないかと思ふのであります。その点から行きますると、一つは技術員の問題がいわゆる棚上げになつてゐるという点から見て、私は正直に申しまして、その点は確かに大きく變つてゐる、こう言わなければならぬと思ひます。爾余の点につ

に非常に大事業であり、大事業
あります。併しながら、これは本当に
辛抱強く努力を重ねなければ農村を新
らしくするということは、補助金でで
きることもない、法律でできること

ては変つていない、根本的に變つていないというの、恐らく他の二つの点において變つていない、こういうことを言われているのだからと思います。

○国務大臣(保利茂君) 無論全国の農民が農業協同組合の発展のために、或いは農政活動のために、相当の資金を要することはこれはもうわかりきつた

やはり農業協同組合に対する農民の自覚と意識によつて育て上げられて行かなければならないという考えを強く持つておるものであります。

でもありません。非常にむずかしい仕事を金子さんもその体験をなさつたでしようにし、我々の清澤君にしても、野溝さんにしても、長い間苦難の中を闘つてゐる。それと云ふことが、

それから江田委員のお話は少しこれは
観点が違ひまして、協同組合法の制定
以来の協同組合の原則というものが今
回の議員提案によつて變つて行くことと

ことです。それを今日の零細な農家が負担してやり得るかどうか。そうして又公共的な活動を促して行くために国が或る程度の必要な助成をしたからと言つて、それでいづゆる自由自主性と

○江田三郎君　まあ大臣の答弁は、私どもとは全く違つた立場で言つておる。併しそつという答弁をなさる中にも、恐らく私は大臣としても腹の中で何か考へつてゐるものがある（同意）。一

て運動してある。それらの要請に対し

て農林省は一体何を応えられて来たのか、そして今度は丸抱えか何か知りませんけれども、たくさん金を出してもらつて、そして我々は農民の利益代表機関だといつて諸君は一体今度は何を運動する気なのか、ここに出て来ておるところの方針というものは、結局農業協同組合なり、農民団体なりというものを大きく官僚支配の枠にはめ込んでしまふ。法案の制定者の意図は、農業協同組合の行詰つた状態を見るに見かねて、何かしなければならぬといふことでおやりになるでしよう。或いは農業委員会にしても余りにも欠陥が多い。この上七月に選挙をさしてもう一遍任期を与えたらどうにもならぬ、何とかしなければならぬといふことでおやりになるでしよう。併し法というものは、一度生れるといふと、提案者の意図と離れて動くんです。これを使う人々は提案者の気持の通りには使わないでしよう。これは日本の全体の情勢がどう動いて行くかといふことによつて、それ／＼の立場でそれぞれ使われるのです。日本の情勢が大きく反動化して行くときには、この二つの法律というものは、提案者の意図とは違つて、その反動の大きな流れの中に使われて行くんじゃないか、そういうことを提案者は御心配なさつたことはございませんか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 今度の協同組合法の改正の例えは役員選挙の原則はそのまゝあるが、別途選任の規定を設ける場合にはそういうこともなし得るといふ点、或いは監督官庁の監督権の強化、こういう点を取上げま

したときに、今の協同組合に対して一

つの逆コースをとつて行く方向に入つておられないか。それからこれが提案者としては一つの常識的な気持で現実的に考えたとしても、時代そのものの流れが非常な逆コースに入つたとき、それに必要以上に警察がでかやしないか、こういうふうなお尋ねだと存じますが、その点私も相当官僚改善の支配になることに対しては、曾つて自分たちも昔の経験を持つて参つておりますので、その点はこの問題を考えるについても常に考へておりましたことは事実であります。併しながら、いろいろの要素、いろいろの現実から考えまして、一応この程度で行くよりほかない、こういうふうな結論になつたわけでありまして。なおこの点につきましては、江田委員が非常な熱意を傾けて信念的にお考えになつてゐる重大な問題でありますので、提案者の心境を話せと、こういうお話もありまして、少しく附加えて提案者のこの協同組合の自由の原則に対する問題について申し上げたいと思ひますが、実は曾つて、今の協同組合よりも少しは束縛があつたのでしようが、それにいたしまして、曾つての産業組合からあの戦争中農業会に移りましたとき、あの農業会が全く農民の自由と自主性を失ひまして、一つの戦争遂行の上の制度と経済的な機関というふうな形に迫り込まれましたときに、提案者は非常に長い間そういう仕事に携わつて来たにかかわらず、ここまで自由を奪われ、ここまで行くならば、あえて我々はこの仕事に携わる資格がないといつて、涙を呑んで一切退却せざるを得ないといふことで、あの強権が発動されたときは

やめなければならぬといふほど、私個人も、農民運動が制度化し、圧制的に上から被して行つたときには自主性は全くなくなるというのを體驗してゐるのであります。それだけに今度の問題も非常に注意して考へてゐるわけでありまして。ただ一つ、それならなぜそういうふうなやつたかと申しますと、日本の農業協同組合が組合員のための組合という自由の原則に立つてゐると同時に、日本の農村の農業経営が一つの商品、生産企業として引合はれない宿命の一つの地域的な集団の形に農村がなつてゐる、集団地域を以てその地域協同体としての性格を實質的に持つてゐるのじやないだろうか、そして而も協同組合はそういうふうな上に、現在協同組合に課せられてゐる仕事は組合員自体の経済或いは生活をよりよくするといふことと、それからややともすると、その地域の経済機関というふうな形の役割も好むと好まざるにかかわらず課せられてゐる。そうすると、そこに一つの若干の機動的な性格を持つてゐる、又地域的な一つの性格を持つてゐる。そういう場合に、単に加入の自由というだけで行きますと、今度は実例をいまして、一つの村に三つの協同組合ができるとか、二つできるとか、これは加入団体の自由から来るのでありますから、これは何も差支えないと思ひますけれども、實質的に結果から見ると、そういう村が非常にいい結果が来ないという現実を見ましたときに、或る程度一つの方向といふものは持つべきじやないだろうか。これはそういうことが強過ぎると、只今江田委員の非常に御心配になつてゐるところの危険が出て来るので

ありますが、ところが私はこの日本の

協同組合運動が現実といふものから離れて、大きく理想に入つたといふときに、そこに又問題が起るだらう。といつてその現実だけに妥協して、そして逆コースをとると、たゞ／＼今お話のような役人たちの事大主義に押されて行く、そして又元も子もなくなるといふようなことになる。このところが一番私の心配なところであり、又その点に対しては、この提案をいたしまするに對しては、一応時代逆行じやないかといふことを受けやしないかといふことを考へながらも、現実的には一応この程度のことをすべきだ。こういう結論に入りましたので、この程度の改正をいたしたいと、こう考へたわけでありまして。

○江田三郎君 まあ金子さんはいろいろと御體驗なさつて、見るに見かねてこういう法案を作られたと思ひます。金子さんのお氣持には私は心から敬意を表しますけれども、併しこれは大変に危いことです。誰も戦争時代の反動があそこまで行くとは思わなかつた、併し一つ堤が切れるともうどうにもならぬやうになつてしまふ。而も私が憂へるのは、金子さんのようなお氣持の人が今の農業団体に何人いるか、これを受入れるところの農業団体は、農業協同組合の諸君は、そういう一つの自由を守る抵抗の精神がどこまであるのか。若しそういう精神が本當にあるのなら、こんなことをしなくても中央会のような仕事は自然と盛上つて来ているわけなんです。農民の利益代表機関は固から金をもらわなくても、百姓の一握りの米で成立つてゐるはずなんです。この現実を我々見なければなら

ない。そして日本の大きな方向が

どこに行くかといふことを見なければならぬ。警察法案がどうなりましようとも、或いは防衛関係の法案がどうなりましようとも、これに對しても我々は大きな関心を持ちます。併し長い間農村に關係したものとしましては、この農村で第一の堰を切られることに対しては、しては黙つておれないのです。何年かのちに私も再び、金子さんが農業会で苦しまれたその體驗を持つてのじやないか。むしろ私は曾つての産業組合の運動をやつた諸君、それらの諸君にはバック・ボーンがあつたと思ふ。わらじばきで村の中を駆けめぐる精神があつたと思ふ。併し今はそういうバック・ボーンが一体どこにある。私が今申しましたことは、私が感情的に誇張して言つてゐるのではないといふことを裏付けるためには、法律の条文の個々について逐条審議を要求したいと思ひます。そこで私の總括質問はこれで終つておきます。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記を止めて。
午前十時二十九分速記中止

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて……、休憩いたします。

午前十時五十二分休憩
午前十一時八分開会
○委員長(片柳眞吉君) それでは委員会を開会いたします。
総括、逐条両面に亘りまして更に質疑を続行いたしますが、先のお話合の結果によりまして、時間を限定いたしまして進行して参りたいと思ひます。

の一部改正も私は出て参つたと思つたので、そういう意味から只今の御答弁では全く私は満足ができませんが、そこでもう一点私は今度の農業委員会が活潑な運動をする場合には、どうしても過去におきまされるいゝな諮問的な機関であつてはならない、どの程度の力をこの農業委員会に与えられるかということにつきまして、私は現在の政府の考え方、即ち農林大臣がいろいろ申されることよりも、私はここに第十九国会の總理の施政方針演説に對して、殊更今年の方針には北海道を中心とする開発計画に對して最大の努力を尽すために専任大臣をおいたというように、ことから、そういうような方針の中に北海道の開発は必ずしも私は農業を離れた開発はない。従つて北海道の開発のために北海道の人口を少くともこゝ暫らくの間に入百万にしたい。従つて内地の次男、三男を中心として北海道へ移住せしめたいというような気が十分そこにあつたと、かような考えからこの總理大臣の施政方針を、私はどういふように今度の農業委員会をしてさせしめるかということについて農林大臣の御所見を承りたいと思つたのでありますが、こゝういふふうに言つてゐるのであります。財政圧縮を前に當然に考えられるのは食糧問題であり、経済自立の基礎を培うためには、総合的な食糧自給度の向上を図ることは急務中の急務と存するのであります。

政府が過般北海道開発に關する専任大臣を任命した一つの理由も、以上の観点から國の関心をより強く北海道開発に注がんとするものにはかなりましせん。一面、政府は、農地の改良、營農技術の普及改善等、從來の方針を更に強力に推進すると共に、近時國民的食嗜好の変遷の傾向に鑑み、この際、積極的に米食偏重の食生活を改善すべく鋭意検討を進めたい、そこで私はこの營農技術の普及改善、こゝうしたようなものを更に推進したいというために今度の農業委員会法の一部改正をなされたのかどうか、この点を一点承りまして私の質問を打ち切りたいと思つたのであります。

○國務大臣(保利茂君) 北海道開発の國民經濟における重要性ということ、これはもう施政方針で明らかにされておる通りでございます。政府はその考へでおるわけでございますから、全機能を挙げて困難な条件の中にその実現に努力して参りたい考へでございます。

○松浦定義君 時間はないですか。こゝ暫らくの間に入百万にしたい。従つて内地の次男、三男を中心として北海道へ移住せしめたいというような気が十分そこにあつたと、かような考えからこの總理大臣の施政方針を、私はどういふように今度の農業委員会をしてさせしめるかということについて農林大臣の御所見を承りたいと思つたのでありますが、こゝういふふうに言つてゐるのであります。財政圧縮を前に當然に考えられるのは食糧問題であり、経済自立の基礎を培うためには、総合的な食糧自給度の向上を図ることは急務中の急務と存するのであります。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○清澤俊英君 それで地方組合、地方の農中央会、この分はどういふふうになるのですか。

○農林大臣(金子與重郎君) これは國のほうでは、中央会に對して主として國自身が行政的に行くべき性格を持つてゐる組合の指導監督というふうな、その事業をやることを条件にしてその程度の金を出し、そしてそれをどういふ分野に使われるかといふと、これは当初の政府の考へ方は中央團體に千七百万円、地方へ六千三百万円といふのが大体この前の当初の政府の考へ方でありまして、概略その程度において、昨日答弁いたしましたような末端までの組織機構ができる。勿論末端の組織まで充滿せしめる、これだけで足りるかといふことでありますが、勿論これはこの法律にはありませんが、実施した際には末端の町村の部会といふような制度が、或いは支会といふような制度ができて、それと相俟つて完璧を期したいといふ考へであります。

○清澤俊英君 足らんとするはやはり……。(清澤さん、我々に聞えるように言つて下さい)と呼ぶ者あり) 足らん部分は賦課金か何かでやるのですか。

○農林大臣(金子與重郎君) 賦課金をいたします。賦課金に對しては監督をいたしまして、余り苛酷な負担金をとることには對しては、相当嚴重な考へ方をそれに加えたいと考へております。

○清澤俊英君 大体どれくらい足らんとするのですか、あらかじめ足らんとする……。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

○農林大臣(金子與重郎君) 協同組合につきましては、この法案が当初提出されたときに、大体八千万円程度の助成が組んであつたと存じております。私はこの助成というものがあつたらうか、ないからやらないか、それれほど助成だけに頼つたものか考へ方だとしておられます。勿論助成はすべきだといふ考へ方の上に立つておりますが、大体八千万円程度のものではあると思ひます。

来年とか、将来のよりよくなるという方面の指導につきましては、技術指導もその一つであります。そういう面におきましては、一般農業団体の系統機関のいずれも負担金の徴収が困難になるというのは、指導連のほかにも例がありますので、それが先ず第一の原因、第二の原因といたしましては、指導連の開口が非常に広い、従つてその徹底が末端まで届かないという点がある、そういう点が主な原因であると思ひます。

○清澤俊英君 先ずですね、こういうものについてやらねばどうしてならないという基本的な、帳面が不備であるとか、経理が誠にへたであるというような不良組合と言われるものがどれくらいあるのですか。

○衆議院議員(金子興重郎君) 不良組合ということ、抽象的にどの線でも良にするか、どの線でも満足であるかというのを私は言及することは非常に困難であります。併しながら、一つの例といたしまして、恐らく今日嚴重に申しますと、経済団体でありながら、資産表のトータルと補助簿の帳尻が完全に合致しておることが建前でありまして、それが合致しておる単位組合というのは恐らく半分ぐらいはないと思ひます。

○清澤俊英君 そこでですね、この間から私はあなたにお伺ひしておるが、これだけで農業指導というものがよろしいのかどうか。

○衆議院議員(金子興重郎君) 私は農業の指導全般に対してこの問題でお答えしておりますので、協同組合の経営という、それに関連した教育啓蒙というものを、例えばこの中央会の法

文にあります事業の項目、この範圍のことを考えておりますし、その中でも主として第一から第三の問題に対して主力を注ぎたいということは数回御答弁申上げた通りであります。

○清澤俊英君 提案者は大体組合の整備強化並びに非常にたくさんできておる組合を、又そういう線の統合整理というようなことまで考えておる、こういうお話があつた。この予算で果してできるかどうか。

○衆議院議員(金子興重郎君) この予算は、組合の整理統合を直接この予算とこの人とのやるのでなしに、問題は経営の合理化、それから監査或いはこれらの仕事をやることによつてこれらのものを能率的にやつて行くこと、それからもう一つは、啓蒙教育ということによつてよりよく行つておる事例や、或いはまずい事例というものを啓蒙なり、教育することによつて、おのづから統合もされて来るだろうというものを狙つておるわけでありまして。

○清澤俊英君 だらうでは問題にならん。そういう教育をして参りますなら、一つの目標を持たなければならん。その目標をどういうところにおいてやられるのですか、できまいと思ひけれども……。

○衆議院議員(金子興重郎君) もう少し具体的に恐れ入りますが。

○清澤俊英君 教育しなさい、経営という面をやるばかりでなく、その教育を通じて統合までやろう、そこまで教え込もう、こういうふうなお考えを持つておられる。そして統合というふうな問題になりますと、非常に大きな問題がそこに含まれて来ると思ひます。――産業の計画とか、或いは生産

の計画とか、いろいろなものがあるに含まれておるが、そういうところまで手を届けるには人間が足らな過ぎるじやないか、こういうことです。

○衆議院議員(金子興重郎君) 従つて当初から申上げておる通りに、これだけの中央会の事業と、これだけの予算というふうなもので全部問題が解決付くというところは考えておりません。先ず以て一番重要な、一番差当つて困つておる問題の経営面というものが、経済団体である限りは先ず以てその問題が明朗化しない限りは、ほかの条件はどう揃つておつても経営団体としての資格を失う、こういう点から一番重要な問題に対して手を付けよう、こういう考え方であります。

○清澤俊英君 それでそういうことをやるのであるから、成るべく組合の自主性のだん／＼薄いのにして……、そしてこの構成メンバーはどうですか。組合構成の問題、非常に反動化した、わしちに言わせれば反動化した構成に持つて行こう、こういうふうな考へておられる、そういう必要性を考へておられるか。

○衆議院議員(金子興重郎君) これを殊更に反動化するという印象を与えようというところがありますが、併しながら、提案者の意図としては、反動というふうな考え方でなしに、むしろ自由だという形に行つた結果、それが本質的な村の一つの経済機関というふうな形を一面に持つております。なぜならば、協同組合自体が純然たる組合員のための問題で矛盾して参りますし、或いはこの改正の中にありますところの、その区域内にある営利を目的としない機

関の貯金を扱うというふうなことは、一つの或る程度までその地域団体の経済機関的な性格を持つておるといふ点に、この日本の農村の協同組合の形態というものを考へなければならん、又曾つてもそうやつて来た、そういう点から行きますならば、決して反動化するという意味ではないけれども、或る程度まで公的な金融機関としての取締りなり、或いは監督というものが必要だと、こういう見解を持つております。

○清澤俊英君 それならですね。それだけの経理面の教育だという点で提案せられたらいいがでなかつたかと思ひます。

○衆議院議員(金子興重郎君) 併しながら、協同組合の、私どもの知る範圍では、この仕事を進めて行く基本的な問題として大きく取上げなければならぬものは、この農村の経済に対する自覚或いは協同組合の場合に、それに対する意識、こういうもの、その教育、啓蒙、もう一つは、それに携わるところの職員たちの経理上の教育であるとか、そういうふうな、曾つての産業組合の学校を建てたり講習会を開いたり、そういうことも当然これは中央会がやるべきことが最もふさわしい仕事だと、そういうのでこの事業の中に入れておるのであります。

○清澤俊英君 まあ表の看板はそうなるが、ここですつき江田君が言うたように、監督行政的な措置を強化して、組合の解散を命ずることができるといふようなところまで参りますことが、又一つの改正の中にこれは裏付してでき上つておるとしますならば、これは非常に大きな危険性を持つと思ひますが、どうお考へになつておるか。

○衆議院議員(金子興重郎君) この問題は従つて解散というふうな重大な問題は、その中間に立つところの中央会の意見を聞くというふうな形にもなつておるわけでございます。

○清澤俊英君 ということはですね、一つの村で二つの組合が意見が合わないで、これは根本的な意見です、合わないででき上つても、その場合にどうしてもこれは小区域で行くというには経営上困難であるから、そこでさつき、いわゆる整理統合が入用だというふうなことは結論的に考へられるでしよう。そういう場合に一方的なものを無理に統合せよという建前から、これが統合を決定させるような危険性を感じられませんか。

○衆議院議員(金子興重郎君) そういうものを強制する考へ方はありません。

○清澤俊英君 あなたは考へ方はないと言つても、そういうことが實際出て来るだらうと私は思ひます。これはまあ議論ですからやめますが、それにつきまして、あなたとはもうやめました、が、参事局長……。

○委員長(片柳真吉君) 参事局長は御要求ですか、今呼んでおりませんが……。

○清澤俊英君 それじゃこれはあと廻し……。次には農地の問題で少しお尋ねしたいと思ひます。大体これは農林大臣を中心としてお伺ひしたいが、この間農林大臣はここで酪農振興法の法案審査の際に、農業協同組合に一つ北君の意見で経営をやらせるような方法を考へたらどうであらうか、こういう北君の意見でありましたけれども、これは

懇談の際に、絶対に協同組合にはそういう資格はない。協同組合がやつてい事業はいずれも問題になつておらんから、そういうものにさしては駄目だ、こう言われておられる。どういふところが駄目なのか、ただ表だけを見て駄目だと言われているのかどうか。

○清澤俊英君 大臣が明らかに、生産協同組合ではそういう牛乳を加工したり、或いはそういうことをする工場などを建てることは無理だ、それは今までのい／＼なことをやつておるが、これはい／＼も駄目だ、こういうお話があつた。

○国務大臣(保利茂君) 絶対にそういう仕事をしたい、かん、やらせないと、い／＼な考えは毛頭ございせん。生産物を農業協同組合が加工して、そして農家経済を潤して行くという事は、これはもう経済条件が整います限り原則だろと思ひます。併しなから、それをそのまま、例えば酪農振興法、いわゆる乳業施設を持つことについて府県知事の承認を得るといふ手続はあつたほうがいい。と申しますのは、やはり一面農業協同組合の健全性というものを保つて行くために必要じゃないかと、こう申上げたのです。

○清澤俊英君 それは違ひます。北君が現に協同組合にそれを任せると書いてあるいいやないかと、こゝういふ考え方でその点を質問したのです。そうし

たら、現在農業協同組合のやつていりすれの事業よりもこれは不成績で、協同組合はそういう仕事はできないのだと、こゝおつしやつたのです。

○国務大臣(保利茂君) それは違ひ、違ひます。

○清澤俊英君 そこで私は言はずに、語るに落ちたと、こゝう言つたのです。結局これは明治か、森永のような資本を入れて、そうして地方民に金を出さして、今生系会社などがやつているようなことをして、全部の統一を彼らの手に委ねるようなことを考へているもの、こゝう言つて懇談会で話したことがある。

○国務大臣(保利茂君) それはすべて承認手続を置かなくても、自動的にそういうものはやらすべきでないかといふのが北委員の御意見であつた。私はそれは原則でありますけれども、本来のあり方としては原則的であり方ではない、ますけれども、農業協同組合の健全性を保つ上から見まして、必ずしもそのどれに手を附してはあつた、い／＼な場合ばかりではあつた、い／＼な往々にしてやり損いが多いから、そういう経済条件等をよく検討してやる場合にはやらない、こゝういふところにそういう手続は必要でしよう、こゝう申上げた。

○清澤俊英君 うまくやれないからという、そのうまくやれない点は一体どういふところにあるのですか。

○国務大臣(保利茂君) これはもう原則論でございますから、どこがどうというう／＼なことは今お答えはできません。

○清澤俊英君 それは大変重大な問題だと思ひますが、私は経理のこと

必要だが、従つてこゝう中央指導機関というものを設けるならば、そういうことが、どこが中心でう／＼行かないかといふようなことを探し出す機関もやはり必要じゃないかと思ひます。

ただ帳面調べだけを果して要するかどうか、八千万円の金が果して要するかどうかといふことはおかしい話です。折角やるに、而も整理統合をやつて農協の基本的な線を固めて行くのだとしますならば、そういう点に非常な重点が

ありはしないか、ウエートがかかつてゐるのじゃないか、こゝういふ点がどこが悪いかわからないで、今悪いから悪いのだ。それじやただ帳面だけを無理して面倒してやつてゐるだけで、何ら経営の進展もなければ生産の進展も考えられない。全くこれは帳面検査だけよりほかない、こゝういふふうに落着くわけじやないかと思ひます。

○国務大臣(保利茂君) 酪農振興法にしましても、法律は原則を定めるものでございまして、その原則に則つて個々の事例を調整して参るのが行政だと思ふのであります。そういう意味で出て来るだらうと思ひます。

○清澤俊英君 金子さん、どうですか、その点は……こゝういふものは放置しておくのですか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 今の酪農事業の経営の問題であります……

○清澤俊英君 酪農ばかりでない、或いは加工事業等の……

○衆議院議員(金子與重郎君) 加工事業等につきましても、こゝういふものを諦めるというところは毛頭考へておりません。

○清澤俊英君 経営を合理化してよくするといふことになれば、その点まで考へて、そうしてこれを経営する上にはこゝう欠陥があるから、これをこゝう直して行かなければならんといふことがはつきりしなければ経営合理化が、経理だけじやない、経営といふものがう／＼行かないだらうと思ひます。

その後の指導はどうしてなさる、こゝういふのであります。それをやらんで、ただ面倒な帳面調べだけを面倒にしてゐたつて、これは組合を萎縮するだけであつて、決して伸張性を持たんじやないか、こゝういふことになる、私の伺ひするの……

○衆議院議員(金子與重郎君) これで四回お答えしたわけでありまが、経営の経理といふものを官儀が一方的にやるときに萎縮する心配があるから、こゝういふう／＼な機関でやるのが妥当だ、こゝういふう／＼に考へておるのであります。第二には、各種の事業を総合的にやるか、或いはどの事業を取入れるかといふう／＼なことの経営の合理化の点につきましても、勿論この組織が

い／＼の単位組合からの、加入組合からの実績その他を聴取し、模範事例を考へて、或いは失敗した事例を考へて、そして万全を期するう／＼な指導をするう／＼な方向で努力するといふことであつた。

○清澤俊英君 その問題はあとへ残します。その次に今一点お聞きして、ちよつと疲れましたから、あとで誰か代つてもらおうと思ひます。大体今度の農業委員会は性格的に變つて来るのじやないかと思ひます。農業委員会といふものは、今までは旧法で見ましても、農業委員会を設け、その所管事

務の範囲、そして組織を定めることを目的とする、こゝうなつて、おの／＼行政的な或いは供米とか、或いは農地法を中心とした土地改良の問題等を中心にして、おの／＼の委員が、それが一方的になつては非常に頭下しになつては、非民主的に無理なものができるであらうから、そこで一つの委員会をつけて、その運用を待つて、民主的にそれをう／＼農民が納得するう／＼な方法でやろうといふことでおつたのが、今までの第一の経路です。それが大体土地の開放も済んだのだから、もうそこを置いておくこともい

らんじやないか。我々非常に反対しましたが、まあ一つものにしてその運用を一人のものにやらせようといふ、これは最初から私は無理だと思つておつた。無理だと思つておりましたが、それもやらせて来た。これもまあそういう目的の下にやらせて来た。ところが今度はその性格が全く變つて来て、今度の變つたのは、農民の地位の向上に寄与するため農業委員会、都道府県農業会及び全国農業会議所についてその組織及び運営を定めることを目的とする、そうして何か政治的な建前を中心にした農民の利益代表だといふう／＼な機関に變つて来ている。本質的に變つて来ているのじやないかと思ひます。そうしますと、今でさえ土地の問題等につきましても、紛争も起きてゐる。こゝういふ際にそれを弱体化して、そうして別なものにする、場合に

よつたら昔の農業復興會議のようにしてしまふといふことは、こゝういふ考えでこゝういふう／＼の変更を必要とせられたか、農林大臣並びに提案者のお答を願ひたい。

○衆議院議員(小枝一雄君) 清澤委員にお答えを申し上げますが、今度の農業委員会法の一部改正によつて多少の委員会の性格が變つて来たのではないかと御質疑であります。これは全く清澤委員のお説の通りでございます。多少農業委員会としての性格が變つて来ているのでございます。御承知のように、最近農村の実情につきましても、或いは米の關係等におきましても多少の情勢の変化はありますのでございますが、特に農村として将来考えなければならぬ問題は、近き将来において、この日本の農業といふものはどうしてこの農村恐慌が予想されざるものであります。世界的なこの農業生産の過剰、それによつて日本の農業のこゝろの打撃その他いろいろの情勢から考えまして、どうしても農民の利益を増進し、農業を發展せしめるといふ見地からは、どうしても農民がいろいろの場合における意見を政府及び官庁に対して十分これを一つの組織的に具申をすることができ、或いは又これに対して調査研究もできる、こういう組織を持たすことが真に将来の農村の發展のために必要だろかと考えまして、そういう意味において下部におけるこの供出の問題は町村段階においては従来通りでございます。県のほうは、農地のほうは主として県がやりますので、この農業委員会の仕事としてはその諮問に應ずる、併せてこの指導、啓蒙、宣伝その他問題の具申等につきましてもやれるような、農業會議で以てやれるような方向に改正いたしましたのでございます。

○野澤勝君 二、三お伺いいたします。時間の關係上要点だけ申し上げますからお答えを願いたいと思ひます。大體本法案は農業委員会法一部改正といふことになつていますが、これは一部改正じやないと思ひます。實際内容を大きく変えるものなんでございまして、言うまでもなく中央機關を作りまして、そうして大きな補助金の下に統制をして行かうというのであります。その中には建議をするとか、或いは生産指導とか、或いは経営の指導とか、或いは農政活動とかいうようなことが言われておりますが、實際政府の大部分の補助金を得てやうとする、又提案者の言われる、成るべくなら補助は補助としても、自分たちの力において自主的にやつて行きたい、これは申しますが、實際農業協同組合なり、再建整備法乃至は農業協同組合再建整備促進法等々の例に見ても容易なことではないと思ひるのでございます。更に只今示されましたこの資料を見ましても、不正事件の内容等におきましても百五件か、内容は一々申しませんけれども、全く今日の三万四、五千という農業協同組合のうち、殆んど半分以上は半身不随の赤字状態でございます。かような中であつて自主再建といふことはなか／＼困難であるといふことはよくわかるのでございます。だからと言ひまして、私はほかのものと農民が真に信頼するところの農協組織を如何にするか、農政活動を如何にするかといふ農民の自主的団体であるこの農業協同組合を作る当時の功勞者、農業委員会を作る当時の功勞者である、その親であるところの組織体である自主的農民団体、農民組合の意向を付度して、かような方針を打出したといふことは私はここに大きな誤りがあると思ひるのでございます。この問題に對しては、先日乃至は今日の江田君等々によるところの原則論によりまして、これは言ひ尽くされたと思ひので、この点は省略いたしまして、ただ私はかような中にありまして、この今回の法案を打出した根拠がわからぬので、それで一体七月に農業委員会の改選が行われる、一年々延期して来た立場上、これを一年々延期するといふことだけの暫定措置ではどうすることもできないといふようなところから、これは急いでかような両法案になつて出たと思ひるのでございますが、この点に對する見解を一つ、それから更にこの法案が私は何と言ひましても農民の自主性を侵すのでございます。私自身今日他の、産業団体と違ひ農業の団体が、日本の全予算の中から圧迫を受けていることも事実でございます。そういう点につきましても、いわゆる農村の補助政策に私は徹したい。農村予算を見ましても、千七百億といふ予算がありまして、あれは三百何十億の農村の減税をしたといふ、これを實際問題で検討いたしますと、追加予算五百十億を繰越して計上して、そして一般の予算の中に食込んで見たり、或いは三百何十億減税したといへども、今回の所得税の累進課税と言ひますか、課税の標準を見ても、それが間接税を見ましても、すべてこれは一方において減税いたしましたも、直ちに左の手に置いてこれを奪還してあるのであります。こういう点は農林大臣がこの十九年度の予算編成に當つて、あなた方が努力したことも私はよくわかつています。かような貧困な中であつて、か

よりな農林財政が貧困の中に、私はこゝろよりなところで果してかような目的が達し得るかといふことに対しては疑問を持つております。更にこの一部改正によりまして農業協同組合を再建する、或いは農業委員会を再建すると言ひますけれども、實際において若しこれが實踐されるという場合になりますると、戦時農業会のような状態になりやせんかと思ひのであります。例へば供出問題についても、配給の問題についても、或いは生産統制の問題についても労働力の統制、いわゆる戦時再編成の諸制度と並行して、農村再支配を如何にするかといふ一つの橋頭堡がこれによつて築かれると私は確信しております。こういう場合、果して提案者は、戦時農業会当時のこともよく知つていますから、あの強権発動の恐ろしいことも知つておりますから、さうなことはしない、こゝろ言つておりますが、金額に近いところの補助を受けて、果して自主性が保たれる自信があるかどうか、こゝろ言ひたいとお伺ひして、次に二、三の点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(小枝一雄君) 只今野澤委員から御質疑がございました。これは御尤もな御質疑でありまして、我々もその点は深く戒心しなければならぬと存じておるのでございますが、御承知のように、この農業委員会法の一部改正をいたしましたときの今回の提案の動機について、来たる七月に農業委員会の選挙を旧法のままによつてやらねばならぬから、それをこの機会に一つ改正しようではないかといふのが一部の理由には相違ないのでございまして、ただ併し御承知のごとく、近代の

農村の事情、農業団体の現状からいたしますれば、到底現在に満足することはできない状況にあるのであります。更に又只今清澤委員の御質疑にもお答えいたしましたごとく、今後の日本の農業といふものは、先生御承知のように容易ならざるものがありまして、外国との經濟交流の關係、その他将来の農村恐慌の狀態を考えますならば、農村の将来のために、このまま現在の農業委員会を放置しておくといふことは、我々としては忍びないと思ひのであります。従ひまして、農業団体再編成という大きな立場から考えましても、この旧法のままで選挙をしておくことはどうかと考えまして、どうしてもこの機会に一つ農業委員会の一部を改正して、少しでもよりよきものに委員会法を改めて行きたい、こゝろ言ひたいのであります。又補助金を追加するといふことは、自主性を失ふことになりはしないか、従つて米の供出問題にいたしましても、農地の問題にいたしましても、その他の問題についても、将来一つの反動性を持つようになつて来はしないかといふ御質疑でございますが、これは先生御承知の通りに、この問題は大いに戒心を要する問題ではございまして、併しなから、日本の零細農業は、どうしても補助政策をとらねばやつて行けない農業だと考へるのであります。従ひまして、農業団体若しくは農村に對し、農民に對しまして、国が得る限りのこれに對して援助を与えようといふことは、我々は決して吝かであつてはならない。同時に、これを受けましても、そのために卑屈になつてはいけな

当然の問題として主張し、当然の問題として要求し、そうして堂々と政府に對しても意見を具申し、或いはこれを主張すべきである、かように考えておるのでございませう。

○野澤勝君 日本農業が保護政策で行かなければならんことは私はその通りと思ふのでありまして、それを言うておるのではないのであります。ただ紐付きのような行き方に対しては警戒しなければならん、こういうのです。その点に對する論議はその程度にいたします。次に、農林大臣にお伺いするのでございませうが、この法案は警見すると、私は三つの特徴があると思ひます。一つは、何としても建議が出て来る。一つは大きな補助を受けるということ、一つは監督規定を強く打出した点、更に選挙制度の問題という点、更に、専任制度という点、更に、監督制度の問題でございませうが、一體監督制度、勿論必要だと思ひますが、政府の意図する監督制度とはどこを一体的に指すのですか。勿論全部補助する以上は、政府は責任を以て監督指導をするのでありませう。併しその監督指導をするに當りまして、私は疑問が起つておるのであります。と申すのは、例えばこの法案のうち特に農協一部改正法律案のうち、共済施設という点があります。事業のうち共済施設、この共済施設は、勿論範圍は広いと思ふのでございませうが、特に今回のこの法案によつておると、ただ共済施設を強化するということになります。すると、農業災害補償、私の農林委員長当時制定いたしました昭和二十二年制定に基く農業災害法、こ

れによりますと、完全に農作物並びに建物、物件等々によりましては、農業共済の補償法による特殊の法律を以てやつて来たのでございませう。ところが一方におきましては、ただ農協のほうに共済施設というものでございませう。それに対して内規に規定してあります。片方の損害補償法のほうにおきましては、非常監督規定も明確になり、更に再保険の問題につきましても、政府補償することになつておるのであります。こういう問題が具体的にいつておるにかかわらず、先ほど大臣保利さんの言われるには、共済制度を強化して内容を充実さして行く、こういう御答弁があつたのでございませう。その内容とは何を指すか、又法的根拠につきまして、あなたの見解と、特に保険制度に関する問題でありますから、この際大蔵當局の見解を聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(保利茂君) 協同組合の今度のこの案の一つの点は、先ほど江田委員から御指摘になりましたような監督の強化という点が一つの特色になつておる、そういうことを申しておつたのでありまして、個々の問題につきましては、提案者なり、政府委員からお答えをいたしたいと思ひます。

○江田三郎君 政府委員のほうがい

合理的な制度に直さなければいかんという事で、これは農林當局も御研究のようであり、私も例へば災害の被害程度の査定、それが中央に集まつて、この査定されて参る経緯といふようなものを、先般の災害の際にはいろいろの下部の機関も、いわばそういういろいろのうちに申して災害の査定、保険金の支払いに至ります。いろいろな事実の判断、乃至制度自体におけると思つて、いわば相當な態勢が必要ではなからうかというふうに私は考えております。

○野澤勝君 保利君、私の言ひのは、特にあなたの監督制度というものは、私は具體的に今例を挙げたのでして、特に農業共済事業に對しましては、一方におきましては全国共済農協連合会、これは農協でやつておる。それから一方は、ここにおられる佐藤君たちが關係してあります全国農業共済組合協會が中心になつておる、この二つが實際は共済制度について競合しておること、あなた御承知でしよ、この点は如何でございませう。そこで更にあなたの方で心配されて、特に農業共済制度に對して審議會を近いうちに設けて行こうという相談を言ひますか、話合さるゝもあるわけですか。こういうとき、審議制度の確立しない前にかういふ一法案を出して、却つて紛議を起すようなことを作り上げていふのですか、悪いのですか、この点慎重にやつてもらひたい。

○國務大臣(保利茂君) 共済關係の戦後の任意団体が競合的に並立しておるという事は私承知いたしておる

○農議院議員(金子興重君) 只今農林大臣が説明申上げたように、現在において協同組合法が発表以來、協同組合による共済事業といふものは相當の事業分量がすでに実現しておる。而

もこれは組合員との間における相當長期の契約的なものでありますので、單にこれをどういふことができるかというだけのことで行くことは、間違ひを起してはあとでこれを解決するのに非常に困難になるからして、先ず現実にやつておるのを積極的にこれをどう持つて行こうといふのでなしに、その共済組合をやるについては最小限度の規定を設けべきだということを信じておりますので、こういうことを入れたわけ

○野澤勝君 私は時間がありませんから、靜かに農林當局並びに提案者においても検討願ひたいと思ふのです。何でもかんでも私はこれを強いて反對するのではないのです。ただその運営並びに内容等が整備されなければ立法府として全く面目ないのでございませう。そういう点でございませう。特に農業災害補償法、昭和二十二年十二月十五日の法律の中にも、特に再保険等につきまして、或いは組織の点、或いは管理の点、こういう点が実に具體的に出て来ておりました、すでに着々やり、特に二百五十万戸の保險農家ができておる。更に倉庫物件等についても二万五千棟、然るに一方の農協のほうにおきましては、こういう制度もできておりません。特に全国共済農協連合会におきましてはできておりません。それで再保険をするということになれば、共栄火災保險が再保険をするということになるんでしよ、そういうことになるとそこに非常な無理があると思ふのです。こういう点が解決されておらないのです、かような点すらも……

○農議院議員(金子興重君) 只今農林大臣が説明申上げたように、現在において協同組合法が発表以來、協同組合による共済事業といふものは相當の事業分量がすでに実現しておる。而

○農議院議員(金子興重君) 只今農林大臣が説明申上げたように、現在において協同組合法が発表以來、協同組合による共済事業といふものは相當の事業分量がすでに実現しておる。而

○農議院議員(金子興重君) 只今農林大臣が説明申上げたように、現在において協同組合法が発表以來、協同組合による共済事業といふものは相當の事業分量がすでに実現しておる。而

つきましては、農業委員会、これはみんな一体誰が中心になつて闘いましたか、日本農民組合です。そういう点を考えますならば、立案者の諸君も非常な卓識のある方々ではございますが、併しそういうような歴史的、日本の農民発達史の歴史というものを十分あなたたちは検討して、成るほどその当初においては私は十分相談を仕合つてゐなければならなかつた、そこに割切

○野勝磨君　金子君、そういう私の聞き方ではない、あなたの言い方が……。僕の聞き方が悪いので言いますが、大体今後こうした中央機関ができる場合に、その中央機関のうち特にその指導の面に当るのはどういう、今あるのを言うならば、例えば購連がある、或いは販連がある、或いは指導連がある、その場合にどういうのが主に当らうとするのか、こういうのであります。

か。
 ○衆議院議員（金子興重郎君） この中
 央会ができることによつて、これは今
 から予測でありますけれども、大体
 全指連というものは全指連の形から中
 央会の形へ当然移行される形になると
 思います。

○政府委員（寺内祥一君） 只今のところは農業協同組合からの申出があり、ました場合に、爾需要者のほうで価格について、その協定をするだけでございまして、それに強制力は全然ございませう。今回提出した改正法によりまして、そういう協定をいたしました爾需要者が、爾生産額の八割以上を占めるというような場合には、その内容を農林大臣が省令の形で出しまして強制し

害が生活難に拍車して零細農民が土地を売却す。「或いは一失地回復へ全国的に団結する旧地主」、「全く受身の自、小作」、というような問題ができており、具体的には福島県で地主の返還連盟、こういうものが、福島県等にはできておる。これは福島県だけではなく、もつと強力な全国的組織ができておる、この際にこういう性格を変えた、現段階を越えた、段階を越えて

人をいう。」と、そういう点に対する農民の地位、農業に対する見解、こういふところからいろいろ意見が出るのでございますが、こういう点は時間の関係でできないことを私は非常に遺憾とするのでございます。そこで一点お伺いしておいて、あとは清澤君が御質問をしたいということでございますから、これに譲りますが、この農業中央農業委員、農協の中央機関がで

も出ましようし、又新規に出ましてもこの協同組合の全体のあり方を、只今申上げたような事業目的に対して働く、こういうことになるわけであります。

○野瀧勝君 全指連が評判が悪いからといって、そういう煙幕を張つたよきな答弁をしなくてもよろしい。大体会全指連の指導ということになれば、経済団体である全商連、全販連はそれに合

ついでのお尋ねでございますが、只今のところは蚕糸業法によるところの、昨年の国会で独禁法改正によつて改正いたしましたところによりまして、農協同組合からの申込があれば価格の点についてだけ強制ができるというのが現行法でございますから、今回早急に提出いたしました繭糸価格安定法に改正案によりましては、糸の価格

は、どうしても単に組合というようなものに何かの理由を付けて押えられてしまつたならば、農民の要求する考えなどとは一つも通らんとする実情が出て来やせんか、これは方々で問題になつてはせんか、私はそれだけ聞けばよろしいのです。そういう危険性を生ずつ。その次に伺ひしますのは、農地局長にですね、一番最初の農地委員会當時でもいろいろ非難がある。従つて

な農地の不当或いは旧地主の間におけるいゝ／＼な運動というようなものであるといふことは事実と存じます。併しながら、これに對しましては農地法に建前といひまして、すべてこれを知事の許可というふうに書かれておるわけでございますが、その知事の許可に對して農業委員會の今回の改正によつて、これが弱体化されやしないかと、いふ御心配だと思いますが、この改正

力を挙げるし、今日においては全指導
というのはその指導的任務と申しま
す。ようか、そういう指導的任務の中央、
合の全指導に働くということは想像

たしまして、農林大臣が指定いたしました期間内におきましては、今度は価格だけでなく、数量及び相手方の協

それは改正せられたら農業委員会の制度ができて、非常な問題をほらぐらうに起しておる。而も最近におきましては農民の土地を離す者がたくさん

によりまして、主として農地問題につき直接地元において担当いたしてありますところの市町村農業委員会につきましては、その根本の変更はないと

考えます。都道府県農業委員会につきましては、性質がかなり異なります。けれども、現在都道府県農業委員会のほうに負わせておきます農地委員会の任務は極めて重大でございまして、知事の諮問を受けるような程度になつておるわけでありまして、これらの動きに対しても、農地問題としての強力な統制は主として知事において行なつておるのであります。政府としても従来の農地法の考え方というものは飽くまでも堅持して行くという考え方でありますから、さような点についての心配はないかと思ひます。

○清澤俊英君 局長はそう言われますけれども、現在これは最近の読売新聞に出ております。前の農地委員会の時代にあつた事件ですが、数十年前持つていた小作人の土地を知らぬ間に買つたという事件です。それで買つたものは誰かという、その土地の不在地主と役場の書記である。それは今以て買つて何もしない。耕作もやつておらない。そういう土地を返してくれというので調停に出してしまつた。調停出した結果取上げられてしまつた。裁定ができた。甚だ困りますという新聞が出ておる。聞き合したところが、詳細に当人から手紙が来ておるが、全く当人は同意しておらんのだというものが調停に現れてゐる。反則を犯すものが、調停に出てゐるようなものが出てゐるのだ。現段階における農地委員会というものが私は麻痺している結果だと思ふ。而もこのような事件が私のところには山ほど資料としてあります。極く最近の四月三十日、新潟日報という半農新聞、私がここに持つて来ておる新聞だ、それが出しておる。

新潟日報が言われている二十六万件、これだけのものが動いている。地主が復活して自小作農は受身になつて、果してこの法人化したこれをあなた方が抑えて、今の民選知事の大部分が地主階級から出て行くとしたら、抑えてやつて行けるだろうか、強化してこそ本当であるにかかわらず、だん／＼弱体化して行くじやないか、あなたは自信を持てますか、あなたの方の二十六年の農地年報には何と書いてあるか、本当に自信がありますか、もう一回聞きます。

○国務大臣(保利茂君) この農地改革を後退せしめる、後退する憂念が非常に多いのじやないかという根本の問題でございまして、私も政府として、この農地改革を後退せしめるといふ考えは絶対にございませぬ。それと日本の経済の相当の急激な膨脹と、人口の膨脹、それによる住宅地の不足、そういうものからしまして、都市周辺にかなり農地が改作されて、都市周辺にかなり農地が改作されて、参るという傾向は、これはもう避けられないのでございまして、無条件に、清澤委員御指摘のようなトラブルがあるだろうと存じますが、決して政府は農地改革を後退せしめるといふ考えは持つていないということだけは一つ御了解を願つておきたい。

○委員長(片桐真吉君) 清澤委員、時間が切れましたから……。
○清澤俊英君 時間が何ですから、これを見て返事して下さい。
○政府委員(平川守君) 承知しました。
○戸叶武君 今清澤君から心配された点は、やはり今までの農業委員会制度が、いつの間にかやはり農村の地主的

な、或いはボス的政治家に抑えられて、結局反動の波に乗つて土地制度の改革を行過ぎであるというふうな、引戻しの荒波のほうに大きな役割を果すようになるのじやないかという懸念は私たちが御尤もだと思ひます。今度の農業団体再編成に立つたまでの暫定的措置としての一種の時限立法的性格を持つてゐると思ふのですが、今度の法案で私たちが一番心配する点は、日本農業が保護政策で動かなければならぬという点であり、この農業委員会における関係で誰でも反対の人はないと思ひます。日本農業の持つてゐる弱体、それから日本農業が農民の自主的な形によつて、その生存を保障せられてゐるのではなくて、政府の政策によつて供出制度なり、或いは低米価政策なりによつて相当の国家に対して犠牲を払つてゐるのです。だから従つて政府側からこの犠牲に報いだけの処置をしなればならぬ。そういう考え方が一つの補助金制度の肯定にもなると思ひますが、問題は補助金的なもの、操りによつて農業団体を統合して行くのはいが、表面は民主的な統制機関の下に、地方機関のように見えても實際は補助金や何かの操作によつて、官僚の下部機構みたいになつて行くのじやないかという点を非常に慮れるのです。で、問題は今我々が日本の農業の中において一番弱体、その中核をなさなければならぬ農協のことを考えるときに、今まで非常に多くの人から非難が浴せられておつたし、又その非難を黙つて聞かなければならぬ農協の指導者の立場というものは随分辛いと思ふのです。農協の幹部の中に於いて幾多の間違いを犯してゐる

人があるけれども、併し現在の農協を誰にやらしてみたらつて実際にやつて行けないようなところへ追い詰められて来ているのは、今までの歴代の政府の農業政策というものが、今日の農協にかぶさつておるという点が非常に多いのです。そこで我々が基本的な問題といたしまして、この農業経済を指導するところの農協のあり方、或いは農業技術を指導するところのあり方、これはもう／＼に遅れておりますが、農業委員会を初めとし、或いはその他各種の農業指導の問題、それから農政指導の面における農民組合の問題、こういうものの全部と関連性があるのですから、やつてもういたかつた。併しそれは行かないから、取りあへずこの農協と農業委員会の問題に就いて行つたということになつておりますので、このままこういうふうな中央会がで、一部改正でなくてかなり大きな改正がなされて、或いは陳情の様式において、進言の様式において農政部門というものがここで非常に強まつて来ると思ふのです。そうすればこゝろに、農民組合という基本概念というものが崩れて行くのではないか、今の農民組合のあり方というものに批判しなればならぬ点もあるし、或る意味においてマンネリズムに達しているのも事実であり、農民組合の古い歴史というものは、日本の農民運動の中において記録すべき歴史である。併し土地制度の改革後における問題というものは、今の反動政勢を受けるための土地制度の問題で再び廻つておりますが、農民組合というもののあり方というものは

必ずしも理想的形態に來ていないと思ふ。これはまじめに下部で農民組合を指導しておる人たちが私たちに率直にその悩みを告げてゐるのです。そういう意味において農協の人々も、農民組合の人々も、その他の方面に属する人々たちから非難を浴せられておる。それ／＼の立場において苦勞しておると思ふ。それでこの法案を通過するに當つて、このままの形で農民組合の問題が置き去りにされて行く、非常な私は将来に痛が生まれて来ると思ふのですが、この法案の立法者はその点に対してどういうお考えを持っておられますか、金子君からお聞きいたします。

○衆議院議員(金子興重君) 只今いろいろに御指摘になりましたが、日本の農業そのものが一つの企業形態の上立つてなすだけの要素を持つておらない。而もその上に米価その他農民に大きな犠牲を強いておる。それならば日本農業に対する国家の保護政策というものは、むしろ保護という言葉を使われることが間違ひであつて、当然国家はその責務を報いべきだ、全くその点は同感であります。そこで現段階の農業団体のあり方を見ますときに、非常に乱立の形があり、而も現段階の農業団体が率直に申しますと、各農業関係の官庁に非難がある、そうしますと、それがそのセクションの下に、又その農業団体の下にセクションを持ちまして、そうして同じ農村問題でありながら、他の団体の重要問題のときには、ほかの団体は殆んどしらぬ顔をしてゐる。こういうようなことで一体農村の建設はあり得ない、こういうことを考えたときに、当然これは農業団体というものの対する大きな全体の問題から、農業技術の面、組合の面或いは政

策の面から考え直すべきだということにつきましては、提案者も全く同感であります。併しながら、この問題は余りに大きな問題であることと、たまたま前々国会におきまして農業委員会法の一部改正と組合法に対する一部改正が出たのでありますが、当時私提案者の考えといたしましては、この農業団体の再編成として打つて出べき性格でない、二つの法律を恰かも農業団体の再編成であるかの形において説明され、提案されたことに對して不満を持ちました。そういうことであり得ないというところで二回流れたのでありますが、その後の施策を見ますのに、農業協同組合においては、その後お説のようにいろいろ御批判を受けるような状態が、むしろ非常に多く出つつあるという、こういう観点からいたしても、或いは農業委員会に対するいろいろの御指摘がある。それらの面を見ましても、将来において、将来の農業団体再編成を私どもが目指したときに非常に痛になるといふようなことのない範圍において、差当り必要な面を、協同組合の問題も現実の問題でありますので、将来の理想の下に現実を無視することはできません故に、当面必要と最小限度の改正をいたします。農業委員会におきましても、私どもとして意見を申上げるならば、農業委員会が技術団体になるとか、或いは農業委員会というものが一本の界なり、国を通ずるの農業委員会というような農業委員会だけを中心とした一つの農業系を組織を持つということ、いはゆる次の再編成の邪魔になるといふこととかから系統機關をやめぬから、こういうことから系統機關をやめぬ併し現実にある組織網をどうして

行くかということになりますと、これを法的な資格を持つ法人、県段階なり、或いは県なり、或いは国の場合は、国の段階における法人のほかに団体、例えば農業組合といたしまして、その一つだと思いますが、それらの団体というように法文を直しまして、そうしてでき得るだけ地域的な或いは部門的な団体、こういうもの意見を総合して、一つの次の考え方をし、又農政のあり方を考えて頂くことが、現在曾つての政府の提出した案よりもよりベターじゃないかと、こういう心境を以ちまして提案したわけであります。

○戸叶武君　この法案が通過した場合、この団体に属するところの指導者の指導というものは非常に強くなつて来ると思ふのです。今まで我々がこの農協なり、或いは農業委員会なり、いろいろ／＼な諸団体において非常に憂える点は、その業務に専念するというよりも、結局政府に働きかけるとか、或いは知事と非常に結び付いているとか、政治力を持った政治ボスというものが、その上に乗つかつて、そうしてそれを利用して行くという形が、日本の農業協同組合を各国の農業協同組合と違つて非常にゆがんだものにしてしまつたのです。その結果というものは、結局小は県会議員の選挙運動から、衆議院或いは参議院の選挙運動から、そういうものの片棒を担いで、事実上において職員はそのために働く、その金は濫費せられる、或いは料理屋なり、待合はそのために立つているといふやうな状態に日本全国の農業団体をスポイルして来たのは、少くとも協同組合に対して、これと生死を共にする

という中核をなすべき人という柱が打ち立てられなかつた。で、これはこの補助金制度或いは統制なりという場合、いつも生れて来るところのスポイル・システムの一つの欠陥だと思ふのです。そういう面を私たちが一番憂えるのであつて、そういう点を今後においてどういふように是正できるか、その点をこの議員立法をなされたかたの金子さんに伺います。

○衆議院議員（金子與重郎君） 御指摘の点は、提案者も曾つて若干それを通して、それだけの仕事をやつて参りましたので、非常に痛手をつた経験もありますので、官僚のこのいわゆるその地元の農民と一生を通して生き死ねという立地にない方々は、どうもとかくその監督なり、指導ということが地につかない。而もそのとき補助金をくれるということは、理窟としてはこれは補助金はその人たちがくれるんじゃないやありませんけれども、現実の官庁としてはそういうものが非常に高く出て来ると。そうすると、結局組合の経営を上手にやるよりか、係りに取り入つて、その補助金をたくさんもらつて来る組合長が腕のいい組合長である、そういう間違つた方向に行く、そうしますと、結局いわゆる政治力というものが先に立つて、地道な経理なり経営の手腕というものがあとに行く、こういうことが最近私は全部とは申上げませうけれども、只今の戸叶委員のお話と同じくそれを感じているわけでありす。従つて今度の中央会というものもあり方につきましては、これは先ほども申上げましたが、この六項目の事業目標というものを組合というものを対象にしてやつておりますけれども、例

は、この政治活動であるとか、或いは政策の問題というものの対しては、必要の最小限度にとどめて行く、そうして地道な経営の内容の検討なり、或いは組合員自体なり、或いは組合の職員というものを再教育して、そうして本當の組合人というと、少しこれは片輪なような感じも受け、又少し御批判の点もあると思うのでありますけれど、併しむしろ私は極端に言えば、組合人的な一つの血の出るような、どこまで切つて行つてもそれを割切つたような職員、そういう人々を養成し、そういうことによつて、それから出て来るそういう啓蒙された組合員なり、職員を持つ組合から、又農村と本當に、又組合と本當に生死を共にするような地道な役員というものが選出される方向へ行くのじやないか、こういうことを期待しているわけであります。

○戸叶武君 この間これは河野委員が、質問で、半分私は納得したのですが、問題は日本の農民のこの自主的な体制というものが非常に遅れている。インデヴィジュアリズムが成長してない。そういうところに自発的に立上つて来るような、自主的に立上つて来られるような啓蒙教育とかいうものが非常に大切だということで、これは農業団体に属している人がすべて納得していると思うのですが、結局こういふふうな機構ができると、上からの天降りの自分たちに都合のいいような教育を押し付けられるだけであつて、下から盛上つて来るような自主的な盛上りといふものはどうしても少なくなつて、機械的になり、この日本の農政会を体をマンネリズムに陥れているのは、

この各団体のセクションナリズムと、そういうその場限りの形式的な教育活動だと思ふのです。それを見てもわかります通り、問題は日本のこの農業再編成を推し進めるための一番下部的な基盤組織というものがしつかり行かなければならないのですが、今後において農業団体再編成を推し進めるところ、本当のこの基盤組織というものを単位農協に置くか、単位農協よりもつと下の部落、部落における農業生産の実行組合的なものに置くか、そういうところはどういふふうに考えてこの立案をなされたか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今の御指摘になりました点は、非常に私は今後の農村政策の上に重要なポイントであると思うのでありますが、この点につきまして、私提案者の私見といたしまして、それが要らないとか、どれが輕いかということでなしに、やはりそういうことを、端的に申上げられませんかけれども、一番力を重点的に考へて、而も総合的に考へて行く面にしてみました、曾つての部落を中心にしたいいわゆる生活共同体のような地域団体、これをやはり基礎にして、その上に一切の協同組合といふものが、それを下部組織にするといふか、それを基礎組織にして打立てるべきだ、そういうことを考へておつたのであります。が、それはそのものを考えますときには、一つの過去の例といたしまして、農村の農事実行組合法或いは養蚕実行組合法というよりなものが曾つてあつたのであります。が、あの線をもう一遍頭に浮かべて、そうしてあの当時の欠陥というものを指摘して、そうしてこれを法制化しよう、こういうことを意

図したこともあるのであります。併しながら、この部落の問題を決定することは、将来農業団体のあらゆる面がそれを対象にして働いて行くのでありますからして、相当重要なことでありますので、遂に結論をはっきりと出すことが時間的にも提案者としては出ませんので、そこで一応今度の改正案の中にそれに準じたような部落の一つの経済行為なり、或いは生活協同体のようなものをやりますところの団体という名において、それらは任意加入として法人加入の形が出て来るという点を今度挿入したわけであります。

○戸武君 この農業技術指導の面では、日本の農業の多角性に順応して、この技術指導の面も非常に多角的になつております。で、その農業技術指導の任に当るところの人々というものが、待遇が非常に恵まれない。而もこの農村におけるところのボスの政治的な野心の走狗としても時には動かされなければならぬ。そういう憂えを皆我々に訴えて来ております。で、この農業改良普及員の問題にしても、或いはその他の農業技術指導者の問題にしても、この農業技術指導の問題には、根本的な問題には触れないでいるようでありまして、今後この法案を通すにしても、今後この農業技術指導に對して、指導員その他に對して、どういふふうな構想を以て対処しようとするお考えですか。

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今の御質問はどの法案に直接字句として出ておりませんが、将来の問題としてどういふ考えかという点になりますと、いささか私見になるさいがあるものでございますが、折角のお尋ねであります。

すので申上げますが、現段階の立場においては、農業の技術員というものを、今の改良普及員制度のようなものを給与というものの対して、現段階においてより低いきらいがあるにせよ、とにかく身分安定という線から申しますと、やはり現段階でとつておきますところの公務員としてサービスさせる、こういうあり方が一応特徴があると思ひますし、さればといつて、今のような普及員制度が、それならば万全かと申しますと、そうでなくて、もう少しその地方々々によつて非常に農業の経営状態が違ふのでありますので、その土地にもう少し地についた指導なり、或いはサービスをしようにとしましたときには、それをその村なり、その地域の専属の一つの技術者、サービスする技術者としておくべきだと、こういう点も考えます。併しながら、後段の場合になりますというところ、その逆な欠点が出て参りますというところ、そのような経済的貧困な、仮に協同組合なり、町村なりというふうな経済的に貧困な立場の中に、その基調の技術職員を置くということになりまして、当然いろいろの予算的な制約を鋭敏に受けますからして、只今のお話のように、給与や身分安定がでないというふうなことから非常に不安になつて来る。この二つの特徴と矛盾をどう調整するかというところが今後の問題であると考えるのであります。併しながら、その結論として考えるならば、一応その主体性は、折角今の改良普及員制度というのを設けたのでありますから、これを中心にしてどう肉付けし、どう修正して行くかという考え方で今後検討

すべきではないかと考えております。○戸武君 この法案においても示されていように、農業生産力の発展、農業経営の合理化ということが狙ひのようですが、これはこの法案だけではなく、日本の今のあらゆる立法にこういうスローガンの言葉が取入れられていますが、日本の今合理化を要請されている、生産発展を要請されている面が停滯して一つも進まないのは、これはあらゆる団体におけるところの運営の方式に欠陥があるので、それは本當にその団体に所属して、全身全霊を捧げて働いている人たちが大きな権限を持って上に乗つて来る政治ボスが、理想もなく、そうしてこの上に乗つてやつてやつてゐる。こういうところが特に日本と西ドイツなんかの大きな差ができたのは、そういうところで西ドイツにおける生産増強と合理化の遂行というものが、この理事者とその職員、労働者、皆一緒にやつてこの経営協議会のようなものを持つて、ガラス張りである、誰にでもわかるような形のこの協議、検討をやつて、そうして推進させているのですが、私たちは今のこの農協の墮落、停滯、いろいろの原因がありまして、大抵理事者に人を得ず、而もこの農協に在るところの職員というものは下積みで潰されて、結局は自分たちの理想を生かすことができず、このボスと妥協して、その日暮しをしてゐることが一番いいので、これよりやる手がないというふうな絶望感とその停滯を生んでゐるので、そういう現実の上に立つて、この法案においてどの面からそれを是正することが出来るか。そういう具体的な

例をこの法案の中から上げて行つてもいいと思ひます。(詳細にお答え願ひます)「簡単々々」と呼ぶ者あり。

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今の御指摘の点につきまして、協同組合の現段階から如何にしてよりよく理想の方向へ持つて行くかということにつきましては、非常にいろいろの要素が加わつて今日の段階になつてゐるだけに、これを端的にこうすることによつて、起死回生というやうな端的な途はないと思ひますけれども、ただ考えられることは、終戦後の協同組合の役員の方を見ますと、非常に、非常にこれが名譽職的な性格に變つて来ておる。曾つてのことを言うことはどうかと思ひますが、例えば産業組合時代におきまして、私どもがこの組合は立派な組合だといふものを指して見ますと、私どもの県内におきまして、恐らく十年以上そのことに専心した組合長が大体多いのであります。それが今は村会議員に落ちたから、今度は理事に出るとか、或いは村長にはずれたから理事というように、全く仕事と命がけでなくて、その立場というものを獲得するといふふうな方向へ来つたものであります。そこでそれを是正する方法といふものを、それを端的に法律やその他の圧力で直すといふことはできませんので、従つて今度の協同組合中合経営そのものを推進して行く、そのものを啓蒙して行くといふことから、当然組合自体がそういうふうな不適格な人でも欠陥が現われないように、そうして仕事をできるだけ地道な仕事本

意に、組合自身の運営というものは地味に行けるということが本質的に進む先ず一步ではないか、こういうふうな考えておるわけであります。

○戸武君 最終的に質問をします。農林大臣に質問します。今の金子さんのずつと話を聞いておつても、その意図するところはよくわかるのですが、まあ過渡的な段階としては、この方法しかないだらうという長い経験者から私の私体験を通じての意見だと思ひますし、傾聴に値するとは思ひますが、我々の考えてゐるのは、何としてでもやはり下から盛り上げて行かなければ問題の本質的解決というのにはできないので、日本のこの貧農をまで引くためた今の農協といふものは、自作農或いはこの富農を中心とした農業経営体、経済経営の指導機関に偏し過ぎておるのです。それはそういう意味からいつても、どうしても農民組合法を制定して行かなければならない、今の農民組合といふものがあり方に対しては、いろいろ批判の余地があると思ひ、併し農業生産を増進させるところの推進の主体、又農業の政治的な意欲といふものを正しく表現して行くところの推進の主体は、どこまでも私は農民組合でなければならぬ。それに對して政府はこれに對する立法的措置を行おうという考えをお持ちかどうか、非常にあいまいになつておるが、これは議員立法というふうな形になつてゐる、こういう法案だけがずつと保守勢力まで通して行つて、これが通つたあとは農民組合法なんかを置去りにして行くという斷引が多くなつて、これは不可分なものでありまして、こ

の法案の提案者も政府もしつかり考えなければならぬのは、やはり日本の農民の姿をそのままに反映することができるところの組織体を我々が認めなければならぬので、その立法化というものは極めて重要であります。これに對して農林大臣並びに金子さんから責任ある答弁を私はお願いしたい。

○農務大臣(保利茂君) 先ほど野澤さんからも御意見が出ておりましたが、いわゆるこの農民組合法の問題につきましても、いろいろこれは御意見があると思います。私は農林の団体といたしまして、経済的な進歩向上を団体の力によつて促して行くという面においては、農業協同組合に大きく期待をいたしておるわけでございます。同時に一般農政活動の面におきましては、相当検討を今後に残されてはおりますけれども、農業委員会のこの系統を通じての団体で一心農林の要請にこたへ得るのではないかと。もとよりいろいろ過去のいきさつから、又歴史から発展もして来ております農民組合、その他いろいろの団体もございましょう。それは決して私ども否定するものではないと。いろいろの団体活動が行われるということは、これはもう当然憲法の保障するところでございます。併しながら、今日政府といたしましては、この協同組合と農業委員会を基盤としますところの農政団体の健全な発展を企図している以外には考えていないわけでありませう。

○戸叶武君 今のに關連して……金子さんにやつてもう前に、今の農林大臣の答弁は非常に私たちに不満を増大させました。併しこれは農林大臣よりは金子さんのほうがこの法案の当

事者ですから、政府はそういう意図の下にあなたたちと組んでこれをやつたのだということになると、これは考え直さなければなりません。一つ責任ある答弁をお願いしたい。「それはいいところだ」「大事なところだよ」と呼ぶ者あり。

○衆議院議員(金子與重郎君) これは提案者であると言ひましても、当然これは党派なりその他に相談したことではあるまいので、私見に互る点があるかと思ひますが、お許しを願ひたいと思ひます。只今の農民組合法の将来に對してどういふ考えを持つかというところであります。私は現段階でも、法律には基きませんが、又農民組合という名前には付いておりませんが、いわゆるそれと同じような比較的近い農民組織といふものを、現に私もその立場におるわけであります。従つてそれに對しては決して私が関心を持たないといふことではありませんが、併し今の農民の立場という、農民の組合といふものが一方においては働いて行く、而もいつも搾取を受ける立場になつてゐる弱い存在だといふ点から行きますと、その点だけは労働組合と同じような立場にありませうけれども、又一面経営の上に立つといふ点から行きますと、いろいろの点がある。それらの点を農林組合といふものに対して重大な関心を持つておりますが、現に衆議院にもその組合は出されておるわけでございます。今私引續きこつて来ておるわけで、又毎晩遅いので党と連絡をとつておりませんが、恐らく継続審査になつてゐるのじやないかと思ふのであり

ますが、その点につきましては、まだ私は遺憾ながら鋭意研究をいたして、決して関心を持たないではないが、実現するためにはもう少し検討を要する、こういう段階が私の今の心境であります。

○戸叶武君 私は今の最終的な答弁において非常にこれは不満を持つものであります。少くともこの法案を立案して、而も農林大臣は農政活動をここにやらして行くのだといふことをはつきり言つておられますが、これで政府の補助機関的な性格をも持ち、そして農政活動をやつて行くといふことは、農民の自主的ななにか盛上りといふものは、本當に抑制されて行く危険性があると思ふのです。そういう農林大臣が答弁しておる場合に、この農林大臣に對して異つた見解を吐くといふことは金子さんもしづらうでしようが、又金子さん自身も考へておる農民組合といふものは、少くとも今までの土地制度を中心とする、アンシャンレジームに對する闘争を実施して来たところの、どちらかといへば農民組合組織それだけをなされた後における日本農民のあり方といふものは、又おのずから農民組合に所屬しておる、所屬してゐないは問はず、農業生産に従事する人々、その人たちが本當の組織体を持つて自分たちの生活を防衛し、自分たちの生活をよりよいものにして行くといふ意欲の基盤としてのこの生産農民組合といふものが當然考えられなければならないのです。都市における労働組合に對して、国家が正しき認識を持つておる場合において、日本の農民組合といふものが反動的な政府の下において弾圧

を受けて健全なる発達を阻止されておる。このゆがめられた今の姿だけを見つておつて、これを伸ばすまいとする意図があつた場合に含まれてゐるとするならば、こういう基礎の上に立つたところの農業政策に對するものと考え方といふものは一つも価値がなくなるのです。「(「そうだ」と呼ぶ者あり) 私にはそういう意味において、金子さんは非常に苦しい立場にあると思ひますが、もつと私は確信を持つた見解を披瀝しなければ、この法案に對する我々の考え方といふもの、おのずからやはり考え方を變えて行かなければならなくなると思ひます。

○衆議院議員(金子與重郎君) 私は先ほど申上げたように、農民組合法を制定するといふ、現実の問題として一つの提案がなされておるわけでありまして、これを制定することにつきましては、今後の農業、農民の位置をよりよくするための、耕作農民を中心とした一つの組織をどう持つて行くことが妥當であるかといふその方法問題について、私は農民組合を否定してはおりません。だからその問題に對しては非常にむづかしい問題が私としては幾つかある。そういう点から、これを継続審議にすべきだといふことと言つたのであります。否定する意味で言つたのではないのでありますから、その点だけを……。

○江田三郎君 關連質問……農民組合の我々当事者にとつて大事な問題だから……農協をよくしなければならぬ。ところがその農協がよくないで逆の方向に行つてゐる。そこにいろいろの問題がありましても、私どもは一体この農協をよくするのは、上からの

監督を強化したり、それから補助金を出す、こういう行き方ではよくならないので、下からよくして行かなければならぬ。一つ下からよくするにはやはり農民の中に農協をよくしなければならぬという声が盛上つて来なければならぬといふのです。従つて農村の中に、農民の中に、農協に對して批判をし、農協に注文を付ける、農協を監視する、こういう組織ができて初めて農協といふものが正しく発展するのだ、こういうふうに考へるわけですね。特に最近の農協といふものについて我々が非常に注意しなければならぬことは、だん／＼と農協の内部において零細農といふものがこの外へはみ出されつつあるのではないかと。農協が若しこのバランス・シートを合算するといふことだけ考へましたならば、零細農を農協に含むといふことはこれはマイナスになる。ところがどうしても今の政府の考え方、この法案で出て来る考へ方からすると、先ず農協といふもののバランスを合算しなければならぬ。成るほどそれは大切なんです。バランスを合算するといふことは大切なんですけれども、併しながら、そのバランスを合算するために、農協の中から零細農が追い出されて行つたものでは、そういうものに対して一体国なり、県なりが莫大な援助をし、補助をする必要があるかどうか。農協といふものが一部の農民の組織で、そういうような補助的な援助なり、特に零細農を置き忘れた農協になつたのでは、そういうものを受ける資格はなくなるんじゃないか。そこでそういうようなことで本當に農協を牽制し、農協を監視し、農協を正しい方向へ持つて行くためには、零細

農に基盤を置いたところの農民組合と
いうものがなければ、これは期待でき
ないのじゃないか。そのことを農林大
臣は否定され、金子さんは一応考えて
おると言われますけれども、そういう
行き方をとらないで、何でも上から補
助金をやり、その代り監督を厳重に
し、ロットデール以来の協同組合精神
も失わせる、これでは本末を顛倒して
いるんじゃないかということなんです。
そういう点について一体どう考えられ
るかということです。

○國務大臣(保利茂君) 江田委員の御
意見よくわかりました。非常に傾聴すべ
き御意見であらうかと存じます。併し
協同組合をよくして行くために、その
組合員が別の組織を持つて、そうして
監視その他農協の健全性を保持するよ
うにやつて行かなければいかんじやな
いかということにつきましては、私は
結論的な考えを持ち得ません。私は少
くも農業協同組合が農業者によつて構
成をせられ、而もその農業協同組合は
協同組合のために事業を行うのでなし
に、加盟の農業者のために事業を行
べきものだと思ふのであります。が、
農業協同組合を結成せられる農民が、
農協に対する認識と責任の自覚により
まして、或る程度お話のようなことは
達して行くんじゃないかという意味
で、私はちよつと結論的な意見を申上
げられませんか。江田委員の御意
見は十分拝聴いたしました。

○戸叶武君 余り時間をとつてはい
けませんから、私たちも自分の態度決
定に非常に苦しまなければならん立場
に迫られて来たので、質問を続けて
いるのですが、こういう法律によつて
農業団体に新しい体制が布かれた場

合においても、とにかく金子さんの答
弁によりますとわかるように、農業委
員会というものを或る程度まで次の再
編成に邪魔にならないように抑えて、
そうしてこういう形態を作つたのだと
いうところに、当然最終的な段階とし
てこれが固まつてしまふものではなく
して、暫定的な処置としてこれから健
全な普遍的な農民組合というものの育
成を相図つて、そうして自主的な農
政及び農民の組合活動によつて生まれ
る団体に移行しなければならぬもの
であるという認識の上に立つて私はなさ
れたのだと思ひます。今も大臣から弁
解がありましたし、大臣自身もだんだ
ん農政には熱心になるかと思ひます
が、今までは何とかやつておりまし
たが、これから考え方は日に／＼変
つて行つてくれると思ひますけれど
も、とにかくそういう意味におきまし
て、やはり農民の自主的な組織とい
うものが盛上つて来るような、私は科
学的な形態としてならば或る程度客認
できるのですが、そういう謙虚さを持
つて作り上げられなければ、今の

体というものが作り上げられなければ
ならぬ。そういう方向に向つていろ
ろと苦勞して、忍びがたきを忍んで前
進して行かなければならぬと私たちも
思つておりますが、その点を金子さん
真情を吐露してもらいたい。

○衆議院議員(金子重雄君) これは
この提案を御説明申上げる当初に申上
げたのであります。どうしても今の
日本の農業の状況を考え、而も今後農
村に対しては悪い条件が目前に多々
出ておりますけれども、よりよい条件
というものは恐らく見当らないとい
う、こういう段階におきまして、国家
が農政に対する考え方、同時に農民自
体が考える組織に対しては相当私は抑
り下げて考えなければならぬ段階に
来ておる。併しながら、この問題は
人間の歴史があり、又おの／＼そこに
決することは困難でありますので、最
前申上げ、又只今戸叶委員のおつしや
るように、差当り必要な改善をして、
而もこの前の政府原案にありますが
に、一つのものを厳然として作る、そ
れが将来の真の団体の再編成をする
ときに非常な支障になりはしないかとい
うような点はこれを除きまして、そう
してできるだけ早い機会に農村の指導
に當つておる実地の方々或いは政治の
面に立つ人など、いろいろの角度から
これを検討して、一つの動かないとい
うか、一つの定石をここに持つて進む
べきじゃないか、こういう考え方は只
今御指摘の通り相当謙虚に考えておる
つもりでございます。

○東隆君 時間がありませんし、しん
がりでありますから、簡単に結論を申
上げます。

占領政策下における農業関係団体の
政策、これは行き過ぎもありまして、
又極めていいところもあるはずであり
ます。で、私はこの両法案がその基本
が土地問題を中心にして考えられてお
るということは、これは非常に大切な
事柄であります。あらゆる農村の問題
が土地問題に集中しておる、こういう
ことは私は真理だと、こう考えており
ますが、その意味で農地改革後におけ
る農家が転落をしないように、自由な
農民の意思を以て農業協同組合を作
る、これは占領軍の命令でこれができ
たのですから、これは非常にいいと思
う。ところがその後において農業協同
組合は大分違つた方向に発展をして行
つて、それから農業委員会がこれによ
り土地問題を中心にしたものが、これ
が私は中心的なものであらうと思う。と
ころが今度は改正によつてどういふ
うに動いて行つておるかと思ひます
と、行政機構としての農地の問題をや
るところの機構が、今度は法人化して
上部のほうで一つの人格が生まれて来
るわけですね。これは生まれて参ります
と……これは生まれない前にパス。
コントロールをやつて殺しておけば
問題はありませぬけれども、五六月、
六七月と妊娠して大きくなつて、そう
して生まれて来て殺すということにな
ると大変困難な問題がある。そういう
ような意味で農業委員会のほうにおい
ても考え方が非常にたくさん出て来る
と思う。それから只今いろいろお話を
なりました農民組合の問題にいたし
まして、これも私は土地に非常に関
係があると思う。曾つての農民組合は
これは地主に対する小作民の運動であ
ります。今の農家は土地を持つており

ますが、これは完全な所有権を持つて
おるとは思ひません。耕作権、完全な
耕作権を持つてゐるのであつて、所有
権じゃないのです。最終の所有者は私
は国家が土地を持つておると、こう考
えたほうがいいと思ふ。そうすると、
農民運動の性格というもののものずか
ら變つて来て、私は農民組合の性格と
いうものは国家に団体交渉をする、こ
ういうような面を多分に持つたところ
の、即ち農民に最もいい政策をやらせ
るところの強い団体にならなければなら
ない。そういうようなものが生まれ
なければならぬので、これは占領後の
初めての帝國議會に野澤君が農民組合
法を議會に提案をしております。その
後占領軍は農民組合に対するやはり指
示をして、農民組合を作れと、こうい
うふう言つてゐるはずであります。
そういうようなことを考えて来ると、
私は政策の面をやるのはどうしても
農民組合を中心にして強力にやつて
行かなければ本筋のものにならない
し、それから技術の面はこれはどうい
うことになるかと、今の農業
委員会の面から技術の面を大きく生
かしても、これは今の改良普及技術員
その他と大きな混乱を起すだけであ
る。協同組合のほうは私は申しませ
んが、そういうふうに来て来ると、ま
だ農地の問題について大きな問題があ
りますから、その問題を徹底的に強力
に解決するために、私はこの農業委
員会というものは農地の面にこれは集
中して行くべきものなので、それを非
常に拡大をして、そうして昔の農会の
よりなものを作ろうとしておる。私は
その面において、これは非常に日本の
これからの根本的な農業団体を再編成

するといふような意味において、大きな間違いを起しているような気がしてなりません。そういう関係で私はただ一点伺いますが、この二つの法案を中心にして、農林大臣が二月初めにこの委員会でも農林関係に閣議した法案の改正法案は出さないと、こういうことを言われたのであります。その後議員提案で出て来たのであります。そうしてこれはベストでない、ベターだと、こういうふうにお考えになつてこれを指示されておる。従つて何か私は農林大臣に大きな農業団体再編成に関するところの構想がある、その構想を中心にしてこれがベターだと、そういう意味で賛成をされておると思うのですが、その中心的な構想ですね、その構想を技術者は一体どういふふうにするか、それから農業災害補償法によるところの共済組合はどういふふうにするか、それから農民組合のようなあつた団体とどういふふうにお考えおられるか、それからこの農業委員会をどういふふうにかつ農林大臣の考えをお聞きして私の質問を終りたい。

農林関係の事情を憂いて、次善策としてこの程度の改正は必要であるといふことで御提案になつた。それは同時に私も前々から御提案をいたしておりましたところと、いろいろ見解は異にせられる向きもございませうけれども、私も私としては、その根幹とするところにおきましては何ら異存を差挟むところはないと思つて、これを是非皆様の御賛成を仰ぐように努力をいたしておる次第でございます。いろいろ共済の問題或いは農民組合の問題等につきましては、今後、先ほどから申上げますように、農業共済等につきまして十分政府として責任を持つて検討して参るつもりでございます。

○委員長(片柳眞吉君) 所定の時間も過ぎましたので、質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」「賛成」「反対」と呼ぶ者あり」

○委員長(片柳眞吉君) 速記を止め

「速記中止」

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め

て。重ねてお諮りをいたしますが、先ほどききました所定の質疑時間が完全に終了しましたので、質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないものと認め、さう決定いたします。

○江田三郎君 議事進行について……質疑の問題は異議はあるのです。異議はあるけれども、決して終つておるのじやないのです。これは終りはしませんよ。(戸叶武君「終らせられた」と述べ)だから質疑は終らせられたと認めて異議はないといふことに今なつた

と思ひますが、それはそれとして、これから討論といふことになるのです。それで私もこれは本当に大事な問題だと思つておる。そこでこの委員会の討論といふものは、これはもうさうだらから一日やれるわけではないが、併しとにかくこれは将来やばり文献として残るものかと思つて、それでやはりきつとしたものにして置きたい。それで何しろもう一時三十分で、これだけ傍聴者が多いと頭がぼおつとしておるわけですから、長いことは言ひませうから、ちよつと休憩してもらいたいと思ふのです。(「ノー」)と呼ぶ者あり

これは生理的な必要、昨日非常に遅くなつて、今朝九時だといふので、九時に間に合ふように早くやつて来た。北さんのような元氣な人なら……。

○委員長(片柳眞吉君) 如何ですか、江田君からさういふ議事進行の動議がありましたか、如何でありませうか。

「続行」「反対」「懇談して下さい」と呼ぶ者あり」

○委員長(片柳眞吉君) 速記を止め

午後一時三十九分速記中止

午後二時四分速記開始

○委員長(片柳眞吉君) それでは速記を始め下さい。

それではこれより農業委員会法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の討論に入ります。御意見のおありのかたはそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見がございましたらば、修正案文及びその修正理由を討論中にお述べを願ひます。

○河野謙三君 本法につきましては一部修正を附して賛成せんとするものであります。

もと／＼本法につきましては、提案者は率直に臨時措置である、根本問題は残つておる、こういうことはつきりおつしやつております。政府におきましても、すでに現在の形の農業団体ではいけないといふことで、前農林大臣の廣川さんの頃に団体再編成と銘打つて本議会に改正案を出されたのであります。これは議会の承認するところとならずして流れましたが、私はこの機会に特に保利農林大臣に対して意見を申し上げたいのであります。本法につきましては私が非常に遺憾と思ふのは、本法のごとき農村団体につきましては、抜本的な改正につきましては、勿論議員立法といふものは形式上これは何も違反じやありませんが、少くともかような性質の

ものは、特に吉田内閣におきまして、前農林大臣のときに農業団体再編成の法案を提案された経緯から行きまして、現保利農林大臣の責任において私が出すことが妥当な途ではないかと考へておるのであります。併しそれらも含めまして提案者もどこまでも臨時立法であると言つておるのでありますから、この問題は一応承認いたしまして、速かにでき得る限り早い機会に保利農林大臣の責任において根本的な農業団体再編成の策を立てられて、できれば来たるべき通常国会に私は成案を得て臨んで頂きたい、かように思うのであります。これが提案者の趣旨であり、又大きくは全国農民の希望であり、そういう意味合において私は以下協同組合法の一部改正並びに農業委員会法の一部改正につきまして修正をしたい、かように思ふのであります。修正案文を朗読いたします。

農業協同組合法の一部を改正する修正案

農業協同組合法の一部を次のように修正する。

第七十三條の次に一章を加える規定のうち、第七十三條の十八第四項中「三年以内」を「二年以内」に改め、第七十三條の二十二第六項中「三年以内」を「二年以内」に改める。

附則第六項中「第五條第五号ノ五」を「第五條第五号ノ五」に、「五ノ七」を「五ノ六」に改め、同項を附則第九項とし、以下順次三項ずつ繰り下げる。

附則第五項を附則第八項とし、附則第四項中「中央会」を「農業協同組合中央会」に改め、同項の次に次の三項を加える。

5 政府は、昭和三十一年五月三十一日まで、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会に關し、農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業會議との關係その他の事情を勘案して検討を加へ、必要に応じて、農業協同組合法その他の法律の改正のための措置をとらなければならない。

6 前項の場合には、農林大臣は、農業団体審議会の意見を聞かなければならない。

7 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中 農業共済再
保険審査会

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）により政府の行う再保険に関する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に関する事項を調査審議すること。

「農業共済再
保険審査会

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）により政府の行う再保険に関する事項を審査し、並びに農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に関する事項を調査審議すること。

農業団体審
議会

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）又は農業委員会法（昭和二十六年法律第百八十八号）による法人及び農業委員会の制度に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

附則に次の一項を加える。

13 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二十項のうち第七十三条の七の改正規定中「十二」を「十三」に改める。

次に

農業委員会法の一部を改正する
法律案に対する修正案

農業委員会法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十五条の改正規定中「第十五条第一項中「二年」を「三年」に改め、同条を「第十五条」に改める。

改正後の第三十五条の次に三章を加える規定のうち、第四十六条第七項中「三年以内」を「二年以内」に改め、第六十七條第二項中「第六十条第一号の会員の」の下に「代表者の」を、「第四号までの会員の」の下に「（同条第二号及び第三号の会員にあつては、その代表者）」を加え、第六十九條第一項中「当該会

員」の下に「（同条第一号から第三号までの会員にあつては、その代表者）」を加え、同条第三項中「三年以内」を「二年以内」に改める。

二年法律第百三十二号）による法人との関係その他の事情を勘案して検討を加え、必要に応じて、新法その他の法律の改正のための措置をとらなければならない。

24 前項の場合には、農林大臣は、農業団体審議会の意見を聞かなければならない。

附則に次の一項を加える。

43 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表農業団体審議会の項中「農業委員会法」を「農業委員会等に関する法律」に改める。

以上であります。

○松浦定義君 私は今議題となつております二法案に対しまして賛成をいたしますが、その審議の過程にありまして二、三の点につきまして、なお要望をこの際申上げたいと思つております。

敗戦後の日本の農民の民主的な団体として発足いたしました農業協同組合の今日の不振の原因は、必ずしも農民の責任ばかりではないと思つております。従つてその役職員の責任でもあります。これが最終の責任は政府にあると考へるのであります。結果は政府の農業政策の貧困と云言われているのであります。せめて今回の一部改正によつて補へるといたしますならば結構だとは考へるのであります。が、今回の中央会には、単協を指導するの指導を行ふそのものが農業会議又は農協等一部に役員を送ることによつて農協の自主性が失われるのではない

かと思つてあります。農民の個々を指導する農業委員会と、単協を指導する中央会との性格が末端農村の組合と農業委員会との関係におきまして、その連絡協調が保たれない場合には本法案はその目的を果すことができないのであります。この点を十分考へましたときに、私は今後農政に関する政治的活動まで行ふであらうと考へられまする会議及び会議所のあり方が、農民の政治教育上重要な点となるのであります。特に基礎となる農村青年に及ぼす影響を考へられましたときに、専任せられる指導者中、重要な役職員の動向が日本農政の方向を左右すると思われまします。この点に關しまして、政府当局は十分な責任を持つものであるといふことを申上げまして、この両法案、更に又只今河野委員提出の修正案に賛成をするものであります。

○委員長（片柳吉君） 他に御発言はございませんか。

○戸武蔵君 私たちは原案に対して非常な不満の意を持つておりまして、この修正案にも全面的に賛成をしがたいものを持つておりますけれども、原案よりは一步前進したものである。我々が日本の農業団体のあり方に対してはきびしい批判を加へると同時に、理想的なものに作り上げるための過渡的な段階をどうやつて我々は過さなければならぬかといふ建設的な配慮も行わなければならぬと思つております。そういう問題に直面しながらも、やはり我々は農業経済指導は農協に、農政の指導は農民組合に、又技術指導は、この面はもつと統一的な考え方を持たなければならぬ。そういうことをどうしても崩すわけに行かないので

あります。そういう意味におきまして、今後この法案が通過された場合におきまして、もつと抜本的に農業団体の再編成をどういうふうに行ふか、特に審議会の運営というものは重大だと思つてあります。それを十分検討した上でこの二年間の限、この時限立法的な性格、これをはつきり認識して、より深く根本的な改正の作り上げをしてもらいたいのであります。この法案審議の過程に當りまして、いろいろ意見というものがいろいろな団体で代表したこの利害の錯綜の中に立つて、又いろいろな団体の立場々々に立つ人はやはりそこに偏する傾きもなしとしないのであります。日本農業を我々が根本的に建直すという場合においては、やはり世界経済の中における日本農業のあり方というものを直視して、過剰農産物で以てゆすぶられて行く、而も自主性のない日本外交の中から、私たちは日本農業の建直しを国内の自立体制と同時にそういう面からも考へなければならぬので、そういういろいろな総合的な立場から農業団体の再編成が一步前進するものとしてこれを認めるのでありますから、私たちは先ほど質問の際に展開したように、農民組合に対する概念について保守勢力の人たちは全くその認識を欠いてゐる。既存の農民組合に対する概念でなくて、既存の農民組合にいろいろな欠陥があつたとしても、その歴史的な役割は大なるものがあつたのであります。我々は日本再建のためにどうやつてこの我々の農民の基礎構造を作り上げて行くか、そのことをしつかり考へて、今農協に或いは指導連に火がついてはやつて

行けないというよりな形で以てとさく
さ仕事をするのでなく、今の現実を我
我は何とか救わなければならぬけれ
ども、それだけでいて満足するのでは
なく、根本的な建直しをやつて行く
ために一歩前進したということ、皆
さん方も我々だけの意見でなく認めて
下さることによつて、日本農政の上
にたゞ漫然としてその日暮しをやつて行
けばいいというよりな低調な空気を払
拭する意味において、この私たちも忍
びがたきを忍んでこれは賛成します
が、どうぞその保守勢力の人たちも農
政に關しては随分反省している面もあ
るので、謙虚な形で今後根本的
の考への建直しをやられんことを希望
するものであります。

○佐藤清一郎君 私は今上程されて
おります農業協同組合法の一部を改正
する法律案に對しまして、河野委員か
ら提出されました修正案を含めまし
て、又農業委員会法の一部を改正する
法律案に對しまして、河野委員から
提出されました一部を修正する修正
案に賛成するものであります。只今
までいろいろ質疑応答があつたので
あります。この今回提出されまし
た両法案の内容から見ても、提案
者及び農林省におきまして、まだ十分
なる案ではない。逐次訂正をして行き
たいという気持ちが我々にはわかつたの
であります。私はこの経済的にも社会
的地位におきまして、いつも下層
にあり、是非とも全国農民の大同團結
を願つて、そうしてこの農政の面に大
きく響かせなければ日本の食糧問題等
も解決しない、常に念願しておるもの
であります。従ひまして、農業団

体がお互いに相懇、摩擦をするような
ことは相成らん。是非ともお互いに
調整をして、それ／＼の分野において
十分なる能力を発揮すべきであるとい
う考えから今日まで進んで来ておる
わけでありまして、この内容を見ま
すると、ややもすればここに中央にお
いては妥協工作が行われたような形にな
つておりますが、下部におきまして
は相當の紛争がもたらざる原因が含ま
れてゐることは否むことはできないの
であります。こういう意味におきまし
て、私はこの両法案に對しまして、こ
の附帯決議を附けまして、強く政府及
び提案者にも要望いたしまして賛成を
したいと思つてあります。

農業協同組合法の一部を改正す
る法律案に對する附帯決議
一、農業団体の問題は農政の根幹を
なす極めて重大な問題であつて、こ
れが取扱ひに特に慎重を期さなけれ
ばならない。

今回両法案による措置は一応の考
え方であると思はれる。併し、なお、
幾多重要な問題が残されてゐること
は本両法案審査の過程においても明
らかにせられたところである。

よろしく政府は、従来の経過に鑑
み、且つ本法実施後の成績に鑑
み、衆智に諮り、できるだけ速かな
る機会において、農業団体の問題の
解決に抜本的な措置を講ずべきであ
る。

一、政府は、速かに、農業協同組合
が行う共済事業と農業共済組合が行
う任意共済事業の兩者事業につい
て、これら兩者事業の分野を調整
し、農業共済組合が行う任意共済事

業についても、これが健全性を確立
するため適切な措置を講ずること。
一、右につき、今回農業協同組合法
の改正によつて、農業協同組合が行
う共済事業が、農業共済組合が行
う任意共済事業より重視せられてゐ
るような印象を与え、かかる結果を招
来しないよう、政府において遺憾な
く措置すること。

末尾のほうの「なお」は誤解を招く点
もございまして、皆さんにお配りし
てあります案文を削りたいと思いま
すから御了承を願ひたいと思ひま
す。（賛成と呼ぶ者あり）

○江田三郎君 私は日本社会党を代表
しまして、只今上程されました農業協
同組合法の一部を改正する法律案並び
に農業委員会法の一部を改正する法律
案の原案及び河野委員から提出され
ました修正案に反対をいたすものであ
ります。

この二つの法案は、提案者のほうで
は現在農業協同組合なり、農業委員会
なりが直面してゐる問題を、それだけ
をともかくも片を付けるんだ、こうい
う去り気ないような御説明がございま
すけれども、私もそれは受取らな
いのであります。これは、この二つの
法案によりまして、日本の農業協同組
合なり、農業団体の性格に大きな変化
を与へるものである、団体再編成で
はないと言われましても、これは

明らかに団体再編成である、こういう
見解を持つものであります。極めて
重大視しておるのであります。これは
提案者も或いは政府当局も、委員会に
おける言葉ではいろいろなことを言わ
れますけれども、やはり腹の底では私

どもと同じ考えを持つておられると思
うのであります。又先ほどからの討論
を聞いておりましたも、やはりこの問
題を団体の再編成として扱つておられ
る、こういう日本の農政の根本に触れ
るような団体の再編成というものは、
これはよほど私もとしましては慎重
に取組んで行かなければならぬこと
でありまして、これは河野修正案によ
りまして、たつた二年間のことだと言
ひましても、二年間に一つの現実を、実
績を作りますという、それは却つて
今後の団体の真の再編成のために大
きな障害となることが必至でありま
して、皆さんの討論の中で、或いは政府
の答弁の中で、或いは提案者の説明の
中で、いずれもこの法案が十分なもの
と思はれない、不満足である、そう
いうことをお考えになつておるのであ
りますならば、不満足な実績を先ず打
立てて、そうしてあと／＼の再編を却
つて困難ならしめるような方向はとる
べきでないと思つてあります。これ
に對しまして、私も慎重にお互い
同士が審議をするだけではない、関係
の各団体、特にこの法案と一緒に衆議
院で議員立法として提出されました農
民組合法のほうは、審議未了になつて
おりますが、やはりそういうものと
も一緒に、広く衆智を集めた結論を
打出さなければならぬと思つてあり
ますが、この委員会の審議という
ものは、そういうことに對しまして極
めて短い時間で、何ら審議を尽して
ないものであります。根本理念に對し
て、それだけでなしに、小さな問題に
いたしまして、例えば農業協同組合に
法人加入という問題があります。法人で

ない団体を農業協同組合に加入した
ときに、一体その結果はどうなるの
か、万一間違つたことが起きたときに
誰が責任を負ふべきなのか。法人では
ないのであります。ただ団体でありま
す。そういうようなことは一体どうな
るかということもございまして、
或いは細かな問題になりますという
と、本當にまだ何ら触れていない。例
えば農業会議がございまして、全国農
業會議所に出て来る団体、その規定に
おきましても、いろいろ／＼全国的な農業協
同組合その他の農業団体の代表者並び
に學識経験者でありますけれども、全
國的な農業団体というものはおよそ二
百ぐらいあると思ひます。恐らくこの
二百を全部網羅することはできません
い。その中で提案者は一体この農業団
体とは具体的にどういふものを指して
おるか、どれとどれをオミットし
て、どれをばめ込もうとしておるか、
そういう点についても私も何ら聞いて
いないのであります。疑問を
挙げますと数々ございしますが、そう
いふように皆が不満足と考へており、而
も審議は一向に尽さないで、これを本
日討論に持つて行かなければならぬと
いうことは、私は今まで慎重な審議を
誇つて来た当參議院の農林委員会とし
て汚点を残したのではないかと思つて
あります。特に片柳委員長がいろいろ
の御努力されましたが、私は片柳さん
のような長い間農政に携つた人が、
なぜこの問題についてはもつと斷固と
して慎重な審議を要求されなかつた
か。恐らく委員長がそういう決意を持
つて当られまされたならば、委員の各位
としてそれと同調したのであらうと思
うのであります。私はこの点を個人

的にも非常に残念に思ふのであります。

そこで私どもは、この法案は根本的な農業団体の性格の転換であると申しましたが、先ず第一に、農業協同組合につきまして、先ほど質問のときに私がちよつと触れましたように、全国中央会は、これは加入、脱退の自由がないのでございませう。当然加入でございませう。当然加入というような組織方針が、自由なる農民の組織である農業協同組合に果して許されてよいことなのかどうか。或いは又役員の問題にいたしましても、選任制が新たに加えられた。農業協同組合は自由なる農民の組織であると同時に、たとえ何口の出資を持つておりましたらとも、或いは一口の出資でありましたらとも、皆が一人一票であります。そこに協同組合の根本理念があると思ふのであります。これなくしては協同組合ではございませう。若しそういう出資の数によつて権限が違ふのでございませうならば、これは株式会社でありませう。然るにこの農業協同組合のロッヂデール以来のこの基本理念でありますところのこの役員の選挙に當つての一人一票という制度を崩して、選任制度にしてしまふ、この一つを考えましても、これは農業協同組合が農業協同組合の看板を失ふことになるのであります。提案者小枝さんなり、或いは金子さん、特に小枝さんのお話を聞いておりますという、選挙で出た者はどうも適当な者が出ないのだ、成るほど現実はそのかも知れませう。併しなから、選挙で出て来る者が適当な者が出ないということになるなら、そういう批判は私は農業協同組合だけではなしに、或いは

はお互い国会議員に対しても世間はそのような批判をいたすのであります。そういうことは、現実がどうであらうとも、その現実を齒を食いしつて一つ／＼よくして行かなければならぬのであります。現実がここだからもう一步下つたところでこれを受止めるといふようなことであります。ならば、これは一步後退し、二歩後退し、次々にこの団体の本質というものを失つてしまふのではないかと思ひます。更にこの農業協同組合につきましては、今後監督権が強化されてしまふのは、今後監督権が強化されてしまふのは、これはひと共済事業或いは定期預金を扱う、こういうことに伴うところの行政機関の監督強化だけではございませう。例え第六十条によりまして、従来農業協同組合の設立の許可、不許可、これは行政官庁が握つておりますけれども、これは農業協同組合は農民の自由な組織でありますから、定款又は事業の計画或いは内容が法令に反するときは行政官庁は不許可にしておつたのであります。今回はそうではございませう。その事業が健全に行われぬ、又公益に反するやうなものであるならば、これは不許可ということになるのであります。一体その事業が健全であるかどうか、それは誰が判断するのであります。それは農民自身が判断するのであります。自分たちが集まつて金を出し合つてやるのであります。農民たちは健全であると思つてやるので、誰も不健全と思つてやることはありません。その結果損をすることもありませう。併しなから、そういう損をし、儲け、失敗をし、或いは成功し、その経験の上に農業協同組合

といふものが立派に成育するのであります。これを行政官庁が事業の計画が健全であるか、不健全であるかを判断し、行政官庁の判断によつて許可、不許可が与えられるということになると、これは農民の自由なる組織ではないのであります。我々はそのうち点からいたしまして、このほかにも、この農業協同組合の一部改正というものは、農業協同組合という看板を削ることである、若しな農業協同組合という看板を残すにいたしますならば、それは農業協同組合が農業協同組合の看板の替へだといふ趣口を言われまして、今度は何の看板の替へか知りませうけれども、私は農業協同組合といふ看板は偽りの看板になるのではないかと思ひます。

更に、勿論現在の農協に数々の欠陥がございまして、これには組合の経理の指導等の問題がございませう。併しなから、私はそういうことこそ本當に農民自身がやればよいことでありまして、全国中央会といふものは一應農民自身のものとしてございませうけれども、農民自身が作つた形式にはなりませうけれども、併しそれは国から補助金をもらふ団体であるし、そうして全国中央会或いは地方中央会といふ、この中央会といふものは二つ作らせないうといふのであります。この六十条によりまして、この六十条によりまして、事業の全部又は一部と同種の事業を行うことにより農業協同組合中央会の事業の発展に支障ありと認められるとき、これは許可しないことになつております。もはやこれによりまして中央会

は一つしかできない。なぜお上が認める監査機関だけを認めるのか。なぜ農民自身が作るところの自分で自分たちの農業協同組合の経営を監査するといふ組織を認めないのか。ここでもはや農業協同組合の基本精神といふものは失われてしまつておるのであります。一体その補助金にいたしましては、先ほど来問題になつております八千万円の補助金、或いはこれに大きな期待を持つておられませう。併しなから、松浦君の言ひによつて、八千万円の補助金といふものは、末端へ行くといふと一農家当り七円の計算になるのだ。一農家当り七円といふものが本當に農民が得ないでしまふのか。私はそうではないと思ひます。全指連は行詰つた、指導連は行詰つたと言ひますけれども、併しなから、指導連の経営といふものは、本當に農民が、今の計算で行きますといふと、一握りずつの米を出し合つても結構やつて行けるのであります。指導連は上から八千万円の出金を出して強化されるのではなくして、指導連といふものが本當に農民のための仕事をやつておれば、なぜ農民が一握りの米を出し惜みませうか。一握りではなしに、一升でも出すでしよう。そういうものを盛り立てて行くのが、これが本當の農業協同組合の強化でありまして行詰れば国から金を出してもらふ、或いは限に達しつて、或いは又こういうやうな農業協同組合の基

取まると思えないのであります。更に佐藤さんの御意見のように、この農業共済につきましても、いろ／＼下部末端においては相剋摩擦が起きているのではないかと、懸念されております。申上げれば数限りなく問題がございますけれども、こういうような農業協同組合法の改正というものに對しましては、私どもは絶対にこれは賛成をいたすことができないのであります。

更に、片方の農業委員会にいたしまして、提案者の小枝さん或いは平野政務次官は、現在の農業委員会というものは町村段階はいい、併しながら県段階は非常に窮乏しており、金がかかつて供出の助けにならない、こういうことを言っておられましたけれども、私はそも／＼農業委員会というものは、供出について政府に協力をしなければならぬ団体とは考えておりません。そういうような性格を以て出発したのではないと思っております。若しそういう精神で以てこの改正案を立案されたのでありますならば、依然としてこの農業会議なり、農業会議所は政府に協力を求められるのでありまして、農業委員会が供出に對して協力しなかつたというのを言われる政府でありましたならば、必ずやこの農業会議なり、農業会議所におきましても、政府への協力を第一義的にものを考えられるのではないかと、思ふのであります。これは私が思うだけではないに、現にこういうものに幾らの金を出すのか知りませんが、殆んど大部分の経費を国なり県なりが負担をして行くという仕組になつております。而も提案者の説明によりますと、これは農協、農民の代表機關として自主的に活動すると書いてございますけれども、一体農協並びに農民の自主的な機關、農民の利益を代表する機關が、國から殆んど丸抱えに近いような金をもつて何が期待できますか。若しそれによつて多くの期待をしますならば、農民の利益のための活動を期待いたしますならば、これは木に縁つて魚を求むるの類だと思ひます。一体現在の農業委員会というものが、出発いたしましたときに、三つの委員会が一つになつたわけでありまして、当時私どもは反對いたしました。このように農業委員会ができて、これでは農地改革という仕事はすたれてしまふのじやないか、農地の改革の仕事は終つてはおりません。一応終つたような形にはなつておりますけれども、先ほども清澤君が指摘いたしましたように、最近頻々として不法の土地取上が続いておるのであります。而もそういう不法な土地取上に對処するだけではない、一体私はこれからの日本の農業計画をどうするかというのを皆様に尋ねなければならぬ、政府にお尋ねしなければならぬ。日本の農業計画を立てるのには日本の人口、日本の立地条件、そんなものから考えますならば、どうしても既存の農地だけではなしに、農地というものは山へ上るかとこへ上るか、新しいところへま／＼拡張して行かなければならぬ、そういうことは又技術的にも可能でございまして、そういうふうな農地の問題というものはたくさんあるわけですから、現に起きて来る紛争を処理するだけではない、たくさん農地の問題がございまして、そういう農地の仕事はこの農業委員会になつ

たら駄目になるのだということを私どもは指摘いたしました。又この農業委員会になつて来るという、この改良普及の技術の仕事は駄目になるのだというのを指摘いたしました。併しなから、政府は私たちの反對にもかかわらず農業委員会制度を作りましたけれども、現実は私どもも指摘した通りでございまして、土地問題は忘れられたようになつてしまつて、そうしてまたまたあればボスの妙な形で取上げられております。新しい耕地を作つて積極的に農業計画を作つて行くというふうな意図は現在の農業委員会にはございせん。それは出発が誤まつておるからであります。或いは技術の問題についても同じことであります。技術の問題を極めて中途半端に農業委員会の中へ入れましたら、あれでは駄目だということを我々は言ひましたが、誠にその通りになつてしまひました。そういうふうな欠陥が、この農業会議なり、農業会議所或いは農業委員会法の一部改正によつて何が是正されておるのか。一つも是正ができておるだけではない、又しても逆行をするのであります。農地の問題について申しますと、町村では農業委員会ができて、併しなから、中央におきまして、農業会議でありまして、これは行政機關ではないに法人であります。而も極めて不可解な形でこの農業会議の構成メンバーは農業委員からの互選のもの、それとして農協からの互選のもの、これが合体されてそういう法人ができる、併しなから、農地の問題だけについて、この農業委員から互選したものだけが振う、誠にすつきりしない仕組で

あります。若し農地の問題を本氣に考へておるならば、これは町村から府県或いは全國という一貫した体系がなければならぬのを、それが途中で、出発点は行政機關であるけれども、途中は法人になるといふやうな、こんな仕組ではない／＼以て農地の問題というものは置き忘れられてしまつてございまして、もつと／＼ひどい結果が出るでございまして、もつと／＼ボスの事件がた／＼出で来るのではないかと、いうことを我々は感服するのであります。或いは私どもが絶えず念願する技術の問題になるといふと、もはやこれでは抜けてしまひます。政府の最初の原案には技術員の制度はございしたけれども、この議員立法の改正案によると、技術のことはもはや一字も書いてないのであります。一体技術のことに技術の専門者がいないやうな、そういう農業委員会或いは農業会議所、或いは農業會議といふものが何ができるでございまして、私は日本の農政の一番の欠陥は技術の問題をおろそかにしてゐることだと思ひます。本當は農業計画から出発しなければならぬ、村の農業計画を立てなければならぬ、そういうときに、もはや技術を抹殺してしまつて、この農業委員会なり農業會議所なりがやることは、本當に足が地につかないところの浮上つた政治活動だけになるのではないかと思ひます。而もその政治活動といふものは、これに期待は何ら持てないものでございまして、この法案によりますと、この農業會議なり或いは農業會議所は知事や大臣の検査を受け、監督上必要な命令を受けることになつております。知事や大臣の検査を受け、監督上必要な命令を受けるよ

うなものが、そうして金は國からもらつておるものが、これが農民の利益を代表する機關だと思ふのであります。それは滑稽な議論だと思ふのであります。それに対して一体提案者がどう考へておるのか、私どもは時間がございせん、そういうことすらも聞く機会がございせん、この政府原案と、それからこれと比べますと、或いはこの政府原案には、食糧管理について農業委員会が関与することになつております。たが、もはや今度の農業委員会は食糧管理について関与するとは書いてございせん。それは農林大臣なり或いは手宛のほうでは、今の農業委員会が食糧の供出について協力しなかつたから、最初から申しますやうに、これは若し表面的に解釈するならば、農民の利益を代表する機關でありますから、何も政府に協力しなければならぬ、何と云ふのであります。農民の利益を代表する機關のやうな看板を掲げておいて、そうしてこの金を出して、それで結局は農民の利益を代表するの、吉田内閣の利益のために農業團體を使おうとされるのを指摘いたしました。私は一向にこれは過言ではないと思ふのであります。或いは私どもはこの供出の問題につきましても、これに關連して聞かなければならぬ、食糧管理の問題について、これから規定を落した、これはもう政府が現在の供出制度をやるめるといふことを意圖してゐるのか、その点は一体どうなつてゐるのか、それを聞きたいと思つたが、それも時間

がございせん。団体に関してだけでなしに、日本の農業全体をどうするかということについて救済の疑問がこの中から湧いて来るのでありますけれども、それすらも私たちは質問する機会がなかつたのでございせん。私どもはこういうようなこの農業會議或いは農業會議所というものが決して農民の利益を代表し得るものではないと思ひます。農民の利益を代表するものはやつぱり下から盛上つて来るものでなければなりません。私どもはそういう考え方で農民組合というものを考えておるわけでありまふ。今の農民組合が決して皆さん或いは農民の要望するような実力を持つてゐるとは決してうぬぼれておりません。私たちはそれ程の種であります。併しながら、私たちはどんな弾圧があつても、何であつても、やつぱり農村をよくする途は下から盛上るそういう線を行つてなければいけません。何處監獄に入つても、どんな裏切りをされても、どんなべつに遭つても、齒を食いしばつて下から盛上げることを行かなければならぬのだ、そういう意味で私たちは農民組合といふことを考えておりますけれども、この二つの法律の改正案に出て来るところの提案者の説明なり或いは政府の質問に關連しての答弁から行きますといふと、私どもそういう期待は全く裏切られてしまつておるのであります。こゝろからいふ農業団体の、農業委員會法の一部改正といふものは、若し本当にお互いが冷静に考えるならば、決して賛成し得るものではないと思ひます。或いは政党内には政党内の立場がございまいしょう。併しながら、私は農

林委員會といふものはそういう立場を離れて、お互いに本當に農民のために少しでもなろうといふような気持ちで今日まで努力したと思ひますけれども、この二つの法案を軽率に通すといふことになりまふならば、私たちはそういう農業委員會の伝統は崩れるのではないかと思ひます。更に私どもは政府に對して誠に附に落ちん点がございまして、政府のほうは、これは議員立法であるけれども、併しながら、政府の意図と根本的には何ら違ひがないのだといふことを言われまふけれども、午前中に私が指摘いたしましたように、多くの違ひがあるのであります。若し政府に信念があるならば、私はこの議員立法といふものに対しては政府は敢然としてこれを阻止すべきではないか、勿論議員立法の中心は改進黨もありませんけれども、自由党であります。自由党の保利農林大臣は一方では政府提案をされた、その政府提案と今度出された議員立法とは非常に違ひがあります。この議員立法の提案者に自由党が入つてゐるから、これにも責任があり關係がある、それ以前の政府立法にも關係がある、併しながら、あなたは大きな開きはないと言つておられるけれども、そうではございせん。私どもは午前中にちよつと申しましたように、先ず第一に共済に關する抜いた方が違ひ、農業協同組合の団体加入といふ問題が違ひ、農業協同組合の本質に觸れるところの役員選挙について選任制をとつたといふことが違ひ、或いは總代制を今まで千人以上のものに認めておつたのを今度は五百人以上に認

める、單に選任制をとるだけでなしに、五百人以上について總代制を認めるといふことになると、全く協同組合の一人一票という原則は崩れてしまふのでありまして、そういう点は本質的な違ひなのであります。或いは先ほど私が指摘しましたところの行政官庁の問題も違ひであります。農業委員の会についても片方は技術員をおくつた、片方は技術員は技術員であつた、片方は経費を負担するとなつておつた、片方は経費の一部を補助するとなる、負担といふことと補助といふことは違ひるのであります。片方は供出とはつきり關係が書いてあつた、片方は食糧管理との關係はなくなつたのであります。片方では、政府の原案では農地の問題についてはまだおぼろ／＼と農業委員といふ字を残しておつた。農業會議でなく農業委員會としておつた。農業會議所としておつた。農業委員會會議所としておつた。そこに私は政府の事務官の諸君が、やはり農地委員會以来の土地の問題に對するところの農業委員會の乱れた伝統はございませうけれども、それを守つて行こうという意圖があつたのではないかと思ひます。が、もはや今度になつて来るといふと、農業委員會といふ字は消えてなくなつてしまひまして、農業會議なり、農業會議所に昇降階以上はなるのでございませう。或いは先ほど私が申し上げましたように、知事なり農林大臣が必要なる検査をしたり、監督上必要な命令を出すといふことは、これは根本的な問題なんでありまふ。農業団体に県知事なり或いは大臣が検査をしたり、監督上必要

な命令を出す、そういうような農民の団体はあり得ない、そういうような農民団体が農民の利益を守り得るはずがないのであります。そういうように根本的に違つておるものを大臣は平然とこの二つの間には根本的な違ひはないと言つておられますけれども、これは吉田内閣の白を黒と言ひくるめるところの伝統に従つたものかと思ひますけれども、併し私どもは少くとも農林委員會だけではもつとさつ／＼くらんに話してもらいたかつたと思ふのであります。又政府はこの農業委員會制度に欠陥があるとか、いろ／＼なことを言うならば、當然それだけの措置を今国会でなすべきであつた、農業委員會制度には欠陥があると言ひながらも、七月には選挙することになつておつた、農業委員會制度に本當に欠陥があるならば、なぜこの七月の選挙の前になつた方は立法措置をとらなかつたか、そういうことを全然忘れたところの政府の怠慢も責められなければならぬと思ふのであります。

なお多くの問題がございませうけれども、以上一貫して言へますことは、これは決して単なる提案者の説明なり、政府が言うようなほんのささやかな当面の改正ではないといふこと、農業団体は今や大きく性格を變換せられるのだといふことでもあります。私はこゝろからいふ農業団体の性格の根本的な變換に當りまして、各種の農業団体の中央におられる諸君が、この法案通過を我々に頼まれる意圖がわからないのであります。諸君は一体八千万円の金が欲しいのか、諸君は一体国からの経費の負担が欲しいのか、勿論それは欲しいでしよ。併しながら、そういうことのために自分の最後のものを売つてもいいのかと言ひたいのであります。もはや農業協同組合は農業協同組合でなくなり、農民の利益を代表する機關だと言ひながら、農業會議所なり或いは農業會議といふものは決してそういうものではないと思ひます。そういうもののために、なぜ一体僅かばかりの金のためにこの法案の通過に努力しなければならぬのか、若し共済事業の問題を急速に処理しなければならぬといふならば、それはそれで單独に処理できるものであります。役員責任をはつきりしなければならぬといふならば、それはそれで單独で処理できるものであります。或いは定期預金の問題であつたらうと、そういうような景品が付いておるために、諸君はこの農業団体の根本的に性格を變更するものに賛成しなければならぬとするならば、私はそれを悲しむのであります。私どもは農民組合運動をやつて来ておりますけれども、私どもは農民組合運動が最善のものと思つておられます。これとは別途出ております、付託されておるところの農民組合法の審議に當つて意見を述べたいと思ひますけれども、最善のものとは思つておられません。併しながら、道はその道しかないのだといふこと、農村をよくする道は、農民組合といふ名に我々は固執するものではございませうが、やはり何遍騙されても、何遍つづいても、何遍彈圧を食つても、下からの勢力を我々は積み上げる以外に農村といふものは決してよくならないのではないのか。而も一体与えられぬおみやげといふものについては極めてこれは不安定であります。この中央会につきましては、国から八千万円

においては、一見正当の融資とみなされても個々の転貸を受けた農家について見れば、実質的な融資額は被害認定書における被害額の四〇％を超過しているものもあり、又これを転貸した農家について見れば明らかに不当支出であつて、法に言う経営資金ではなく、従つて脱法行為と言わざるを得ない。これが三〇％超過額及び転貸した金額等については、繰上償還、利子補給停止等の方法をとるべきであると考ええる。まあそういう上に實際問題として當農資金です。営農資金ぐらひはですな、最も親切妥当に分けてやらなければならぬわけなんだ。それを取扱つてゐるものがこういううなことをして、所角、いろいろ金を使つて運動

をして、災害の補償金をもらつて歸つてみて、當農資金を借りて歸つてみて、こゝういふことをやつてゐる農協であつたならば、幾ら経理の検査をしても問題になりませぬ。それは成るほど経理の結果さういふものが出て来るから何とかでき得るであらうというよ

も、問題はそれでない。その奥に隠れておる協同組合にだけ頭を使っている今の状態がこういう問題を惹き起しているのだ。何かと申しますと、今の協同組合は、協同組合が保たんということが何よりの今問題なんだ。協同組合が保たんということでなく、農民の協同組合がどうして行つたならま

農民がこれを保たせるように行くかが問題でなければならぬ。これはこの点では江田君の言う通りなんです。それを強化するためというので中央から金を出してもらつて、地方に無理に負担をさして、一つの機関を作つて無理押し

に押す形を一面とすると同時に、こういふふうにして指導してよくするのだ。成るほど表はいいだろう、そのうしろに付いたものは、江田君が言う通りの行政措置の強化、その他の方法を以て農業協同組合がだん／＼と胸を締められて行くような方法が考えられてゐる。我々はさうな点についていろいろまだ詳しく本場に納得の行くように質問したいと思つてゐる。江田君の言ひ通りです。何ができた。何にもできておらんではないか。而もですよ、私は最も不可解に感じますのは、約二国会を放棄して、政府提案のものを放棄して置いて、この会期末において議員提案にしてばつと出して来ておる。それほど重要なものならばもつと前になぜやらんか。このどさくさ紛れにばつと出して来ておる。而も出て来たものを審議しようとする、この間も全部がそうじゃなかつたが、この問題を、重要な問題だからとでも一つ徹底的に審議しようじゃないか、大体意見は私は一致したと思ふ。それが先ずどさくさが始まつて以来、猛烈果敢なる運動が展開せられて、さうして、それから急に形勢はまあ／＼いいじゃないか、いいじゃないか、何がいいじゃないかというのだ。そんなことはどうでもいいじゃないか。八千万円もたらいいじゃないか。何でもない。さうして我々の手に廻つて参りました大抵何時間これを審議したのですか、私は一つ／＼申上げましたならば、これはこのことこのやういふことを聞きたいというだけでも数限りなくあります。それらの点も一つも審議しない。さうして無理押しに、只今聞きまするな

らば、会期は延長になつたさうだ。だからまあ君は討論で時間を稼いで、何か邪魔するのじゃないかと言つておる。私はそんなけちな考えは持つておりません。平野農林次官の言うやうに我々はまじめになつて、少くともこの提案について政府当局は御説相を受けておりません。ちつとも知つておりません。これは議員提案でありますから、あなた方がきめたものは尊重してやるつもりであります。我々も政見だ。いやしくも農林次官としてこれが政調会の一応許可を受けなければならんことはわかり切つてゐる。その他成るほど農林政務次官の平野さんとしては御相談を受けなくても、自由党の農政の大案として、現に農政の党を代表して行方面を参照していられますあなた方が知らんというものは大体嘘です。人を愚弄するも甚だしい答弁を重ね、それを而も短時間で切つて二法案をめちやめちやに通してしまふ。私はこの企図するところが那邊にあるかということ、これは私の推測であります。少くともこの法案のうしろに隠されてゐるものは、日米軍事協定を中心とした警察法の改正、防衛法の設定、秘密保護法の設定、将来において憲法を改正して、又徴兵にでも持つて行くこととする危険を孕んでゐる。これらの点に割つていく戦前の農林を形作つて行くやうな意図がこの裏に私はあるのじゃないかと考える。その点をも、実際あるのか、ないのか、臭いが嗅げないものか聞き出さうと思つて我々は質問を継続したいと考えておつた。又農業協同組合自身の持ち方でも、私は先般今日

の協同組合は、金子さんが否定せられるやうな農業協会の継続より何もないじゃないか。金子さんも言うておられる、おれもあんなことはやめんければならん。それがここに更に變つた立場に立つてやつておられるのか。してみれば、将来どういふ形で以てやつて行かれるかということ、この機会でなければやれないと思つてゐるのだ。さういふ点もまだ我々の腹の中に残して置いて、こゝろのものをこゝろに持つて行つて、金を持つて行つて何になるんだ。金は天にあるのじゃないか。国民の親子心中の血税の中からもらつてゐる金なんだ。(拍手)我々は大切に使わなければならん。ただ持つて来た、それでいいわけじゃ私はないと思ふ、まあ同僚も盛んにとめますから、大体このくらゐにして私はやめますが、実際本場にこの農業再編成の基礎を作りますには、先ず農業協同組合はどこに置るか、どう目標を立ててどう進むか、それさえはつきりすれば、江田君の言う通り二種や三種のものは出します。出すという自信を私は持つておる、同時にあなた方がこれを以て昔に返さうというやうな一々の方法を強力に押し進められるならば、今日の農民は断じて黙してはおきません。明日は必ず諸君の前に強大なる反響の力として現われるであらう。私は今日この法案の採決に當つて發呷きにあつて引下るかも知らんが、清澤の目の黒いうちには断固として反響の機をつかむであらうことをはつきり申上げまして、簡單でありますが、私の御挨拶を申上げます。(拍手)

いよりでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。
それではこれより採決に入ります。先ず農業委員会法の一部を改正する法律案について採決をいたします。
先ず討論中にありました河野委員の修正案を議題に供します。河野委員提出の修正案に賛成のかたの挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(片柳眞吉君) 多数でございます。よつて河野委員提出の修正案は可決されました。
次に、只今採決されました河野君の修正にかかるところを除いて、農業委員会法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成のかたの挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(片柳眞吉君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て修正議決されました。

問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成のかたの挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(片柳眞吉君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て修正議決されました。
次に、只今討論中にございました佐藤委員提出の附帯決議案について採決をいたします。佐藤委員提出の附帯決議を付することに賛成の諸君の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(片柳眞吉君) 多数でございます。よつて佐藤委員提出の附帯決議を付することに決定いたしました。
なお、本会議における委員長の口頭報告の内容等、事後の手續は慣例によりまして委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。
次に、本案を可とされましたかたは例により順次御署名を願ひます。
多数意見者署名
〔農業委員会法の一部を改正する法律案〕
北 勝太郎 上林 忠次
河野 謙三 東 隆
鈴木 強平 松浦 定義
戸 叶 武 雨森 常夫
佐藤清一郎 森田 豊壽
関根 久藏 宮本 邦彦
横川 信夫
〔農業協同組合法の一部を改正する法律案〕
川口 爲之助 横川 信夫
重政 庸徳 雨森 常夫
佐藤清一郎 関根 久藏

宮本 邦彦 上林 忠次
北 勝太郎 鈴木 強平
東 隆 森田 豊壽
戸叶 武 河野 謙三

○委員長(片柳眞吉君) 次に、継続審査の件についてお諮りをいたします。

自給肥料増産特別措置法案、農民組合法案及び繭糸価格安定法の一部を改正する法律案の継続審査要求書を提出することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後三時二十五分休憩

〔休憩後開会に至らなかった。〕

昭和二十九年六月二十八日印刷

昭和二十九年六月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局